

令和7年度版

男女共同参画の推進に関する年次報告書

～一人ひとりが輝き まちが輝く 北本をめざして～

令和7年8月

北本市

令和7年度版 男女共同参画の推進に関する年次報告書について

この年次報告書は、北本市男女共同参画推進条例(平成 18 年 7 月 1 日施行)に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成したもので、第 1 部・第 2 部構成からなる報告書です。

第 1 部は、各種統計・調査等資料を基に男女共同参画の推進状況についてまとめています。

第 2 部では、市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするため、令和6年度における第六次北本市男女行動計画の取り組み状況を記載しています。

目 次

第 1 部 北本市の男女共同参画の推進状況

1 社会環境の状況	1
(1) 人口の推移	1
(2) 世帯の推移	2
(3) 高齢化の推移	3
(4) 少子化の進行	3
(5) 女性の年齢別労働力率	4
(6) 審議会等の委員における女性の登用率	5
2 男女共同参画に関する意識	6
(1) 男女平等観	6
(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方	7
(3) 社会の男女平等で重要なこと	8

第 2 部 北本市の男女共同参画施策の実施状況

1 第六次北本市男女行動計画の推進	9
(1) 計画の期間	9
(2) 計画の概要	9
(3) 施策体系	11
2 第六次北本市男女行動計画の事業の推進状況	13
(1) 総括	13
(2) 一覧(男女共同参画の推進に関する事業の推進状況評価シート)	17
(3) 数値目標.....	48

資 料	50
-----------	----

第1部 北本市の男女共同参画の推進状況

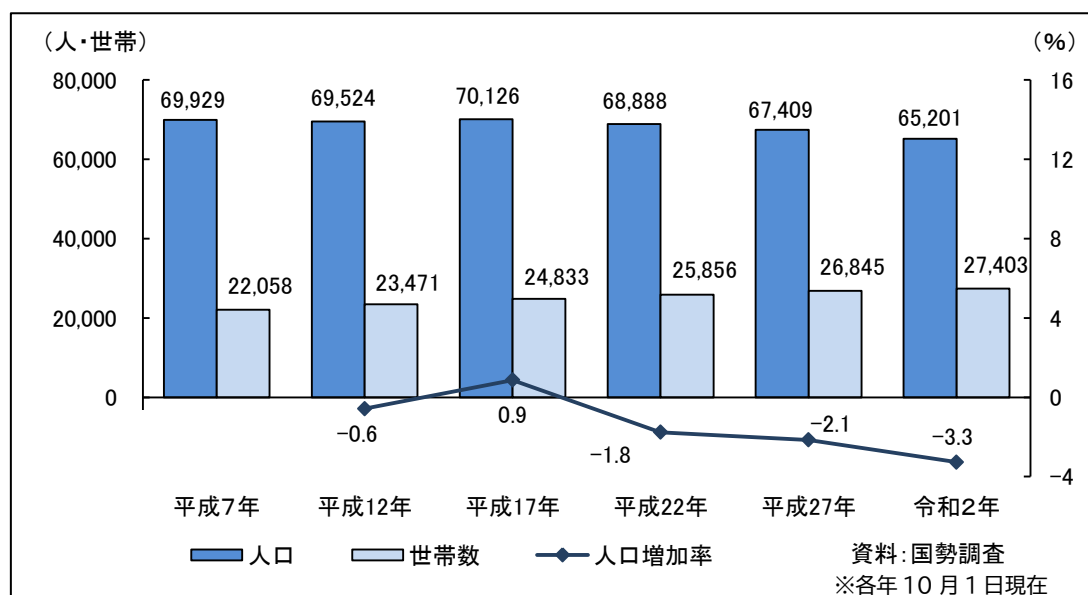
1 社会環境の状況

(1) 人口の推移

国勢調査によると、令和2年10月1日現在の北本市の人口は65,201人、世帯数は27,403世帯で、一世帯あたりの人員は2.3人となっています。

平成7年までは、人口増加率10%前後と人口が増加傾向にありましたが、その後、横ばいとなり、平成17年以降は微減が続いています。一方、世帯数は増加しています。

本市の人口・世帯数の推移

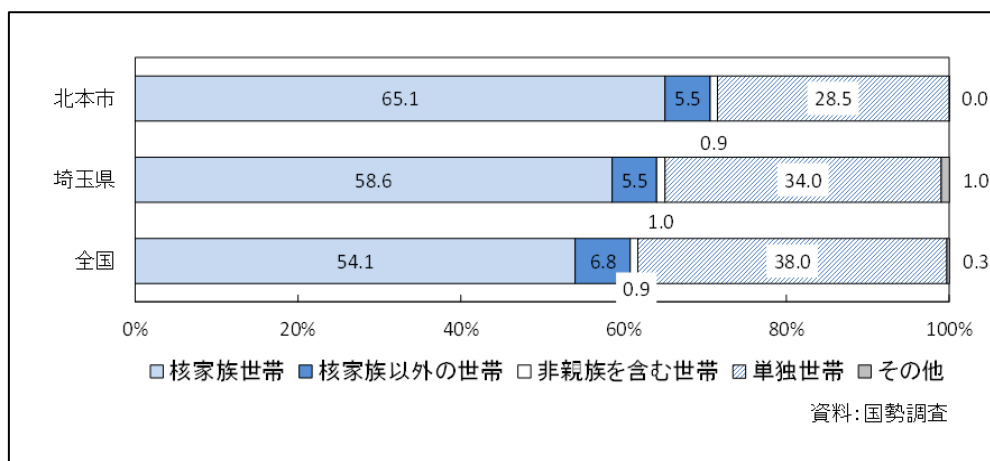


(2) 世帯の推移

本市と全国、埼玉県的一般世帯構成比を比較してみると、本市は核家族世帯が65.1%と高い割合を占めていることが特徴としてあげられます。

一方で「単独世帯」は28.5%と全国や埼玉県と比較して低い比率となっています。

一般世帯構成比の比較（令和2年）



本市における一般世帯数の推移をみると、「核家族世帯」及び「核家族以外の世帯」の比率が低下し、「単独世帯」の比率が高くなりつつあることがうかがえます。

また、平成22年度以降、「母子世帯」の比率は微減しています。一方で、「父子世帯」は平成22年度から平成27年度にかけて比率、世帯数ともに微減したものの、その後横ばいとなっています。

本市の一般世帯数の推移

		合計	核家族世帯	核家族以外の世帯	非親族を含む世帯	単独世帯	その他	(再掲)母子世帯	(再掲)父子世帯
令和2年度	世帯数	27,378	17,824	1,519	236	7,797	2	298	49
	構成比 (%)	100.0	65.1	5.5	0.9	28.5	0.0	1.1	0.2
平成27年度	世帯数	26,822	18,088	1,838	186	6,710	0	365	49
	構成比 (%)	100.0	67.4	6.9	0.7	25.0	0.0	1.4	0.2
平成22年度	世帯数	25,847	18,035	2,128	220	5,464	0	421	66
	構成比 (%)	100.0	69.8	8.2	0.9	21.1	0.0	1.6	0.3

※一般世帯…世帯総数から「施設」や「学校」等の世帯数を除いています。

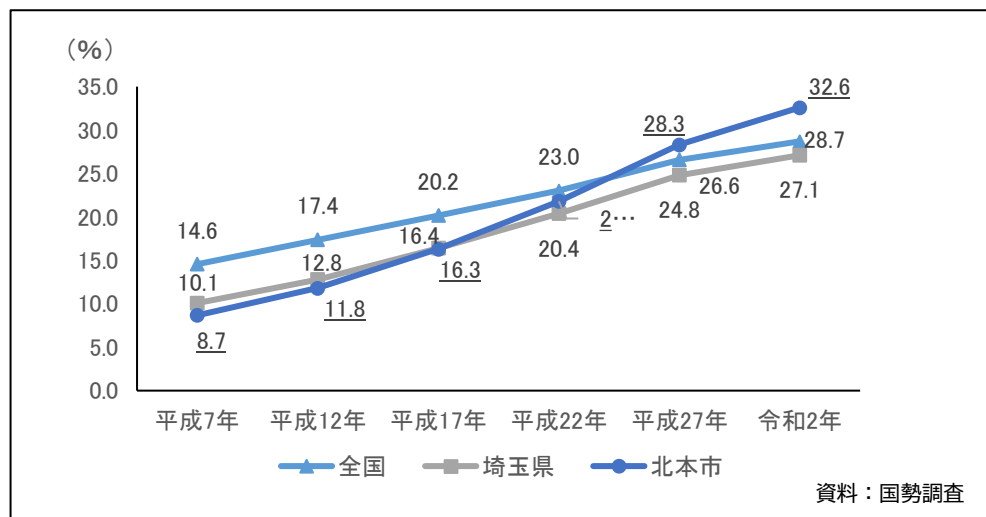
資料：国勢調査

※非親族を含む世帯…二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

(3) 高齢化の推移

全国的に高齢化が進むなか、本市も同様に、高齢化率は年々上昇し続けています。平成27年には全国平均を上回ると、令和2年には本市の高齢化率は32.6%となり、全国・県と比較して高齢化が進んでいます。

高齢化率の推移

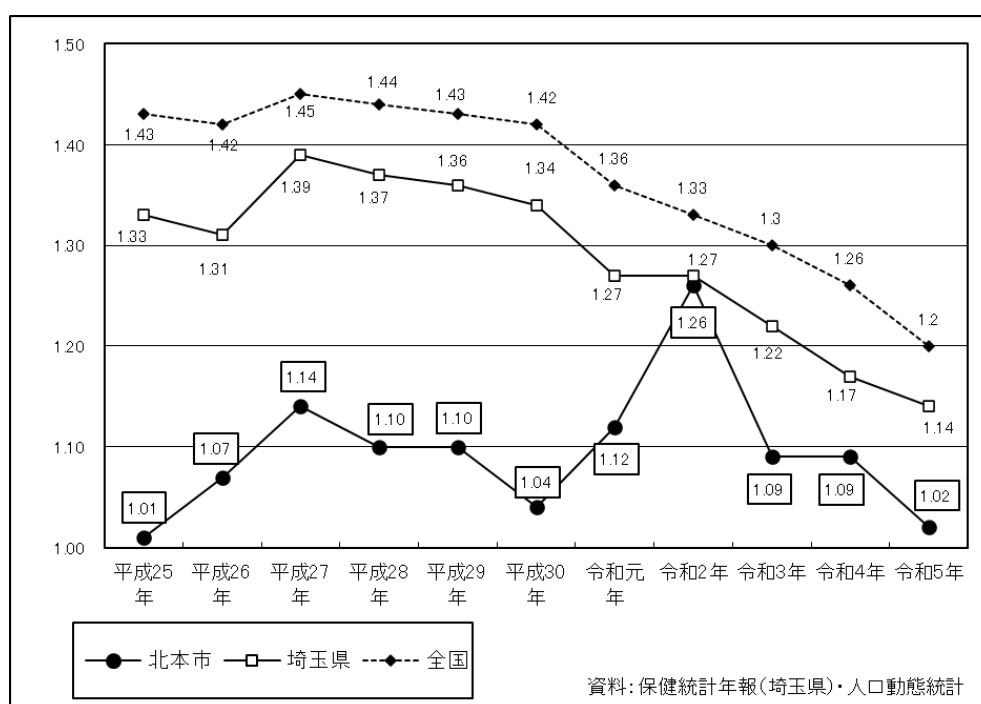


※高齢化率・・・65歳以上の人口が全人口に占める割合

(4) 少子化の進行

合計特殊出生率は、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に生むと推定される子どもの数を表します。本市においては令和元年より増加に転じ、全国・県との差が縮小しましたが、令和3年より減少傾向にあります。

合計特殊出生率の推移

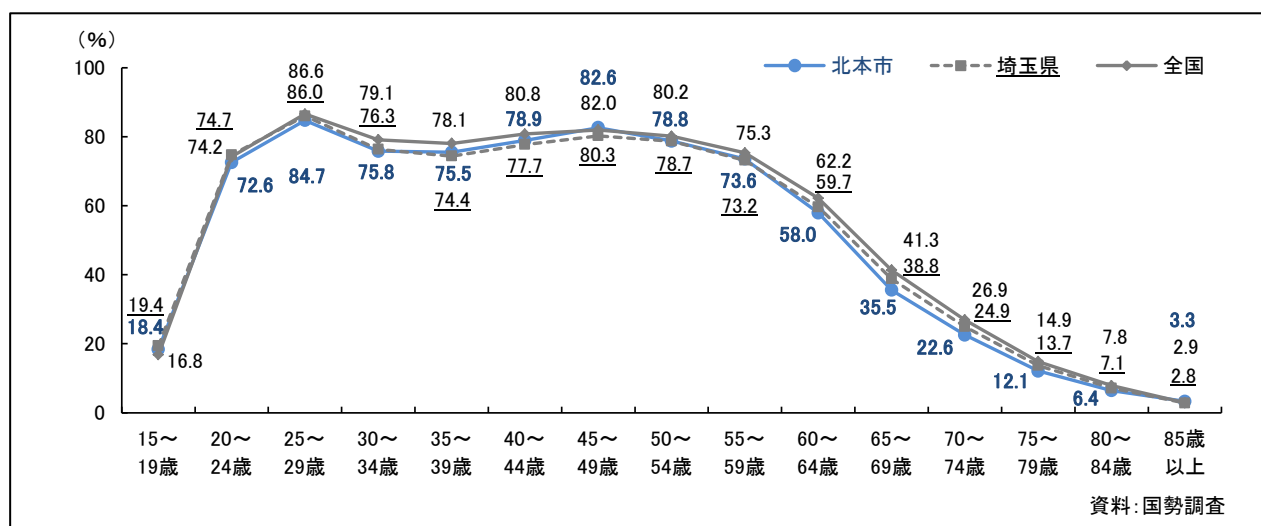


(5) 女性の年齢別労働力率

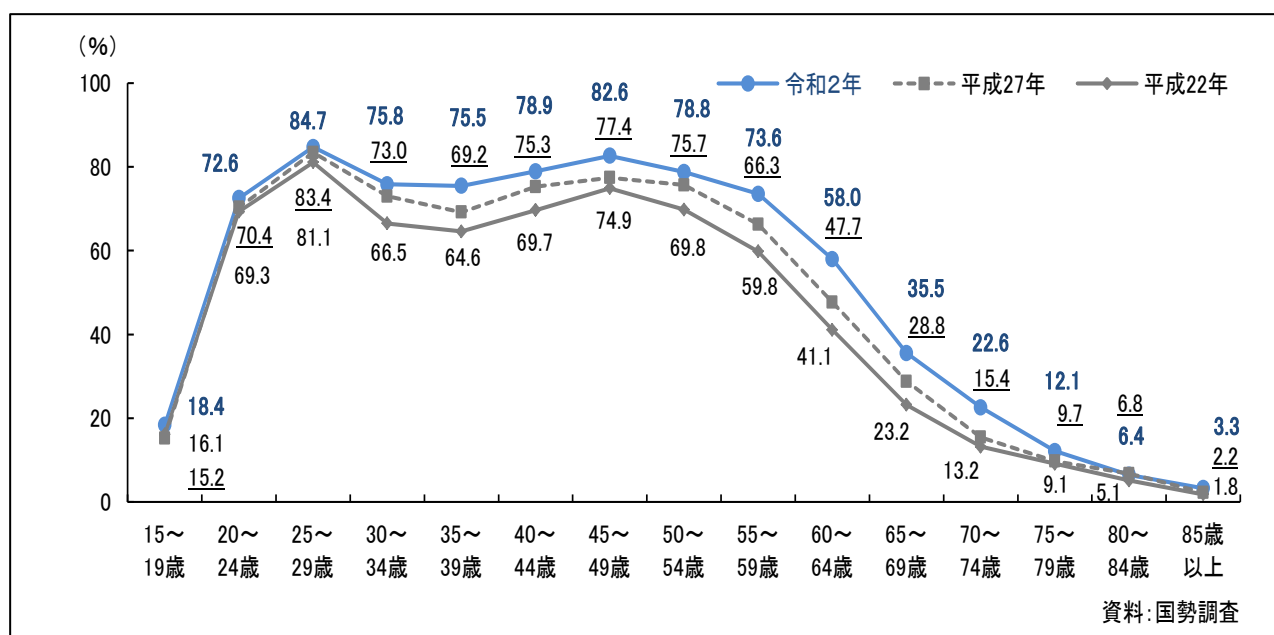
日本の女性の労働力率をみると、子育てや家事等が多忙になる 30 歳代では、女性の労働力率が落ち込む傾向がみられます。年代別の労働力率を表すグラフの形状から「M字型曲線」といわれています。

埼玉県の特徴は、M字型曲線の谷が深く、その後の年代においても労働力率は全国よりも低いという傾向がみられます。本市の状況をみると、令和 2 年の 35～39 歳の労働力率は 75.5%、40～44歳の労働力率は 78.9%となっており、埼玉県と比べ若干高い水準となっています。また、ほとんどの年齢階級で平成 27 年より令和 2 年で労働力率が上がっています。

女性の年齢別労働力率（令和 2 年）



女性の年齢別労働力率（経年比較）



(6) 審議会等の委員における女性の登用率

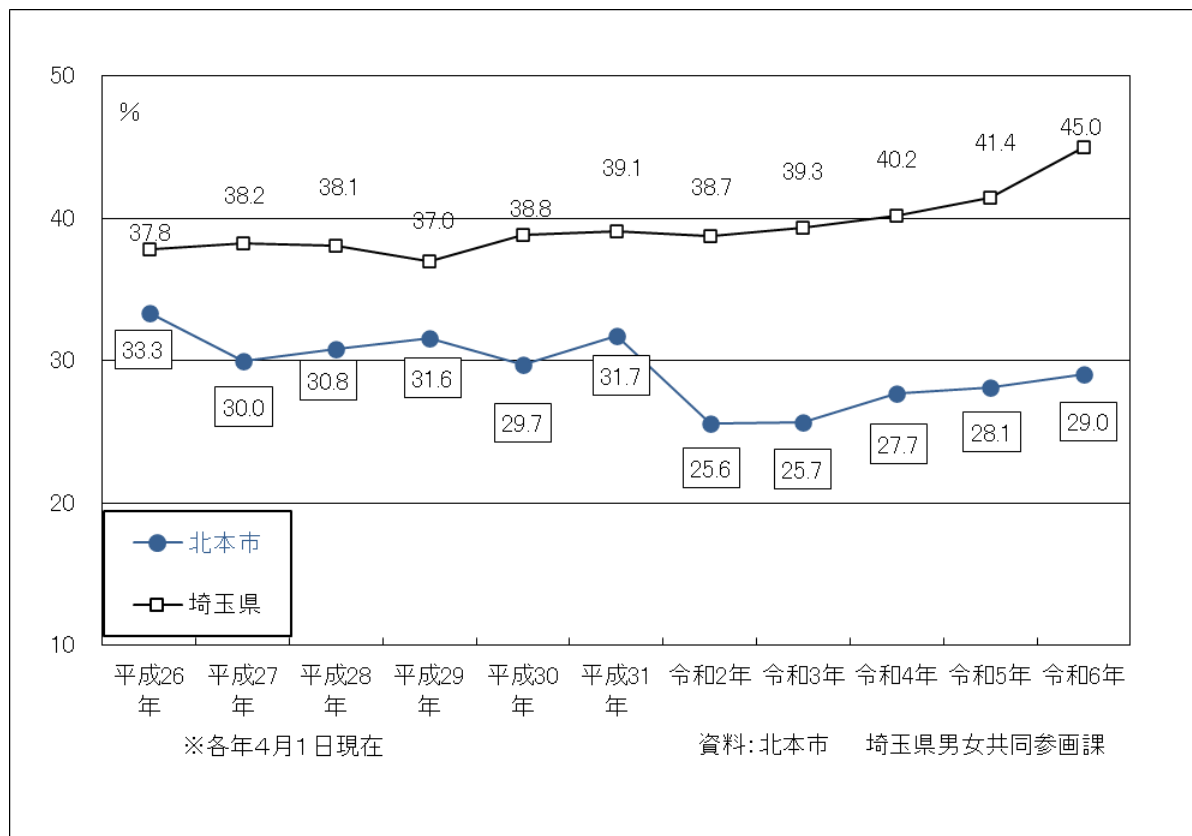
政策の立案や意思決定の過程において女性が参画することは、女性の視点を政策に反映するという意味で重要な取り組みです。

本市では、「北本市男女共同参画推進条例」の第14条第3項において審議会等委員の委嘱にあたって積極的格差是正措置を講ずることを規定しています。

本市の審議会等の委員における女性の比率は、平成27年以降はほぼ横ばいでしたが、令和2年には25.6%と減少し、その後は微増しています。

委員の選出方法が、関係団体からの推薦、選挙などによって選出する形態の審議会・委員会等が多く、男女の比率を調整することが難しい状況ではありますが、第六次計画でも、女性の比率の数値目標40.0%を引継ぎ、達成に向けて取り組んでいきます。

審議会等の委員における女性登用率推移



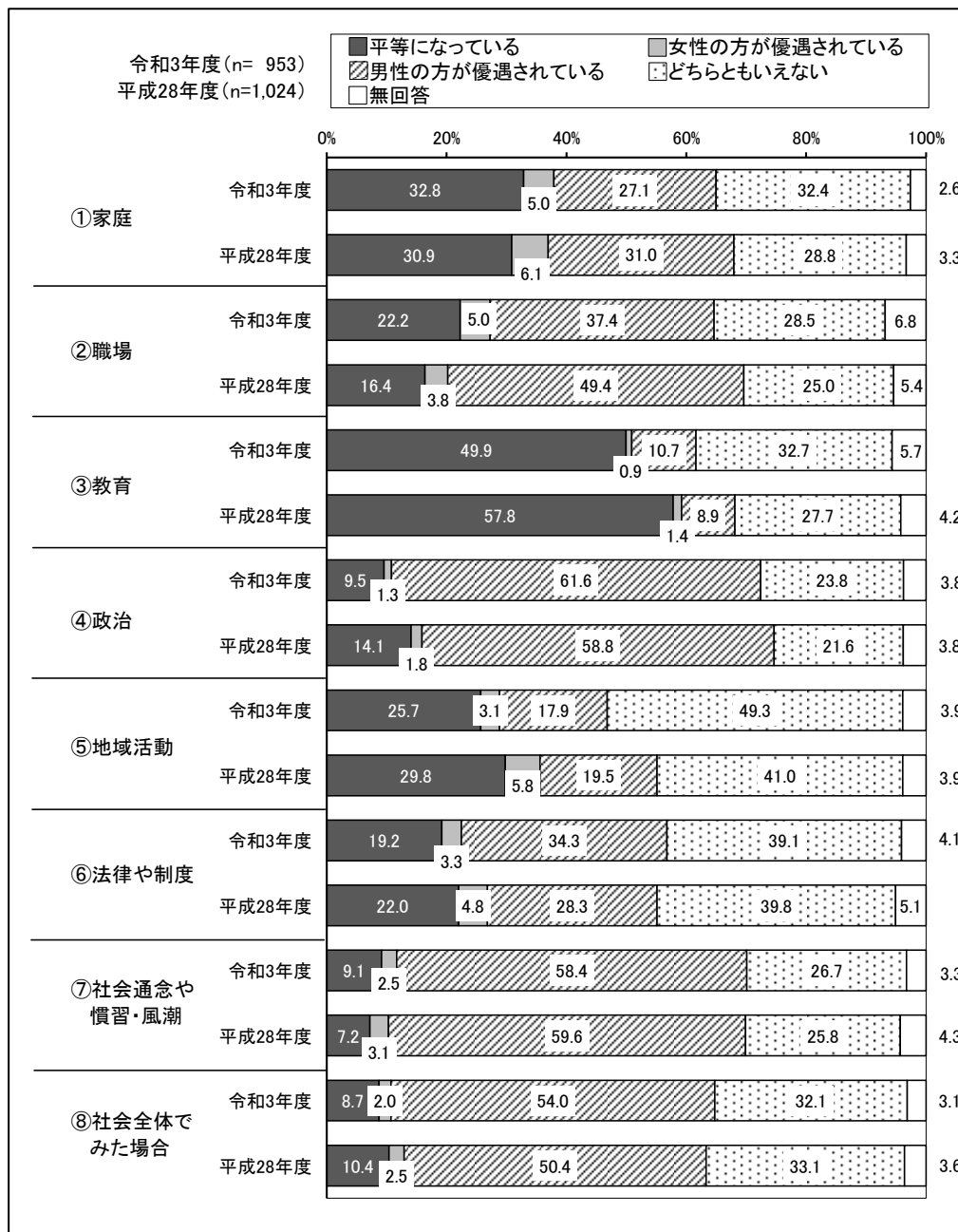
2 男女共同参画に関する意識

(1) 男女平等観

様々な分野における男女平等観については、【教育】の分野は「平等になっている」という回答が49.9%と、半数に近い値となっています。

しかしながら、【政治】、【社会通念や慣習・風潮】、【社会全体でみた場合】では「男性の方が優遇されている」が過半数以上を占め、【職場】や【法律や制度】では50%に近い高い割合となっています。

男女平等観



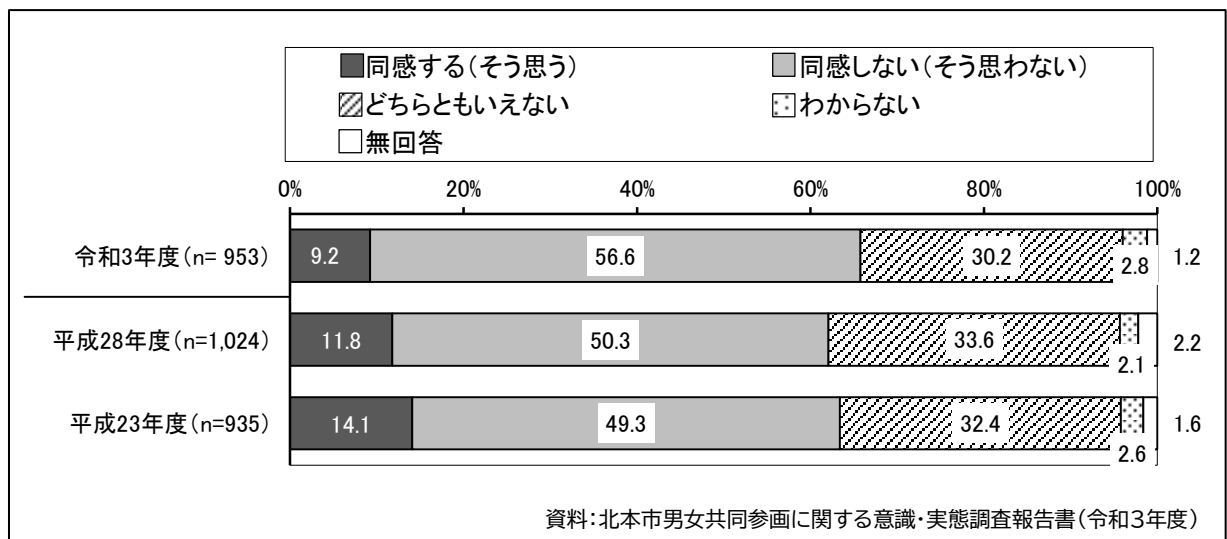
資料：北本市男女共同参画に関する意識・実態調査報告書（令和3年度）

(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「そう思わない」(56.6%)が最も高く、約半数を占めています。一方、「そう思う」は9.2%となっています。

前回調査(平成 28 年度、50.3%)と比較すると、「そう思わない」は6.3ポイント増加しています。一方、「そう思う」は前回調査(平成 28 年度、11.8%)から 2.6ポイント減少しています。性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消されていく傾向が伺えます。

「男は仕事、女は家庭」という考え方の推移

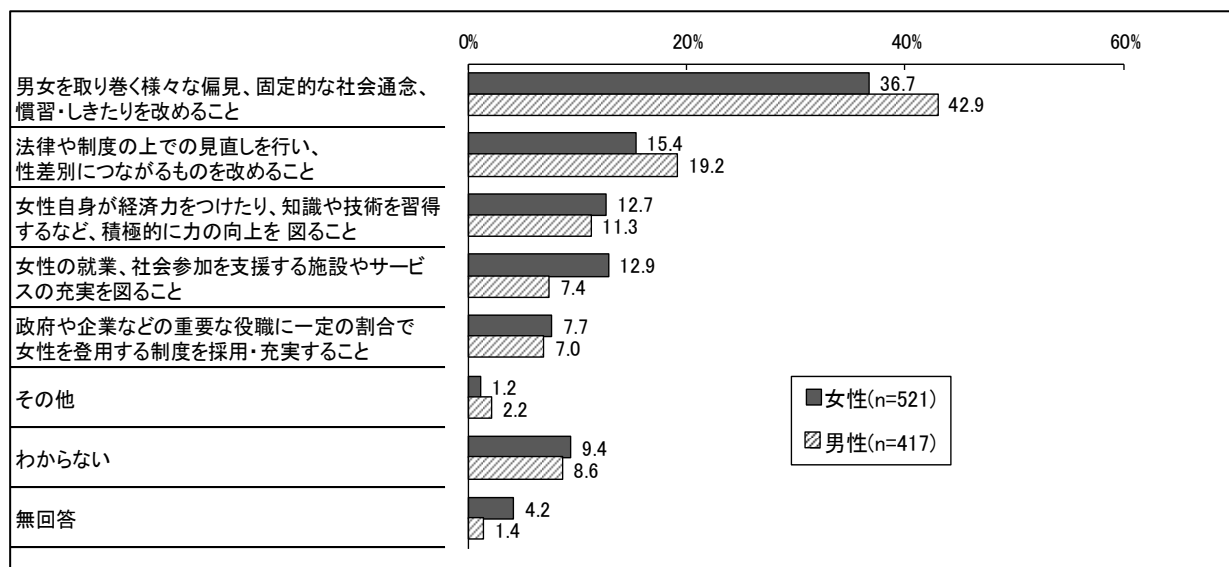


(3) 社会の男女平等で重要なこと

社会の男女平等で重要なことは、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」で約 4 割と最も高くなっています。

性別にみると、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」、「法律や制度の上での見直しを行い、性差別につながるものを改めること」などの啓発に関することは男性の方が高いのに対し、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」は女性の方が 5.5 ポイント高くなっています。

社会の男女平等で重要なこと



資料：北本市男女共同参画に関する意識・実態調査報告書（令和3年度）

第2部 北本市の男女共同参画施策の実施状況

1 第六次北本市男女行動計画の推進

(1) 計画の期間

この計画の期間は、令和5年(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

(2) 計画の概要

基本理念

この計画は、「北本市男女共同参画推進条例」第3条の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行による弊害への配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動への参画
- 5 国際協調
- 6 個人の尊厳を害する暴力の根絶
- 7 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

基本目標

この計画は、次の基本目標に基づいて施策を展開します。

1 男女共同参画社会の実現と多様性の尊重に向けた意識づくり

家庭生活の場や職場、学校教育の場のほか、政治、法律、社会慣行・しきたり等のあらゆる分野において、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、性別にとらわれず多様な生き方を認め合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会を目指し、意識啓発や広報活動、男女共同参画の視点を大切にした教育の推進等、男女共同参画社会の実現と多様性の尊重に向けた意識づくりを推進します。

2 男女がともに活躍できる環境づくり

経済分野や意思決定の場における女性の活躍推進に向けて、多様な働き方への支援やあらゆる意思決定の場における女性の登用を促進します。

また、働きやすい職場環境の整備に向けた企業への働きかけを行うなど、全ての人が働きやすく、家庭生活等と仕事を両立できる基盤整備を行うとともに、男女がともに活躍できる環境づくりを推進します。

3 あらゆる暴力の根絶

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力に対する正しい認識の周知及び普及に努めます。あわせて、同様に個人の尊厳を不当に侵害する行為である各種ハラスメント等、社会全体であらゆる暴力を許さない意識の啓発を強化します。

また、実際に被害を受けた人が安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、相談体制の充実や被害者の保護及び安全確保、自立に向けた支援体制の強化等、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを推進します。

4 安心・安全に暮らせる環境づくり

男女双方の視点に立った対策やニーズが取り入れられるよう、防災分野の政策決定過程への女性の参画促進や男女共同参画の視点を取り入れた防災及び防犯体制を強化します。

また、性差に応じた健康づくり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方の普及を行うとともに、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭等、支援を必要とする人への体制づくりに併せて、それぞれの能力を発揮できるような環境の整備など、すべての人が安心・安全に暮らせる環境づくりを推進します。

5 男女共同参画の推進体制の強化

本計画の推進に向けて、それぞれの人や組織が男女共同参画社会の実現に向けた共通の認識を持ち、様々な立場から取組を展開することができるよう、市、市民、事業者及び民間団体等との連携を強化します。

また、庁内推進体制の強化に向けて、すべての職員が男女共同参画の重要性を認識することができるよう、研修の実施に加え、特定事業主行動計画に基づき、女性の管理職登用や男性の育児休業取得を促進するなど、庁内における男女共同参画の推進に一体的に取り組めます。

(3) 施策体系

基本目標	基本的な課題
1 男女共同参画社会の実現と多様性の尊重に向けた意識づくり	1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識の醸成 2 多様性の尊重の推進
2 男女がともに活躍できる環境づくり 【北本市女性活躍推進計画】	1 政策・意思決定における女性の活躍促進 2 ワーク・ライフ・バランスの実現 3 女性のチャレンジ支援
3 あらゆる暴力の根絶 【北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】	1 暴力の根絶のための意識啓発 2 相談体制の充実 3 暴力被害者の保護・支援
4 安心・安全に暮らせる環境づくり	1 防災・防犯分野における男女共同参画の推進 2 健康で安心して暮らせる環境整備
5 男女共同参画の推進体制の強化	1 計画の総合的な推進体制の充実

施策の方向性

- ① 男女共同参画に関する教育・啓発の推進
- ② 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

- ① 性の多様性に対する理解の促進

- ① 市政や地域活動における女性の参画促進

- ① 男女がともに働きやすい職場環境の整備
- ② 子育て支援・介護サービスの充実
- ③ 男性の子育て・介護参加への促進

- ① 女性の就業・起業への支援
- ② 経済分野における女性の活躍推進に向けた支援

- ① 意識啓発・広報の強化
- ② 地域における暴力防止対策の推進

- ① 相談体制の充実

- ① 被害者の安全確保・緊急避難体制の確保
- ② 被害者の自立支援

- ① 男女共同参画の視点に立った防災・防犯体制の充実
- ② 防災分野の政策決定過程への女性の参画促進

- ① 誰もが安心して暮らし続けるための支援
- ② 互いの性と生命を尊重する意識づくり

- ① 庁内における男女共同参画の推進
- ② 庁内推進体制の充実
- ③ 計画の進行管理
- ④ 国・県・市民・団体・事業者等との協働

2 第六次北本市男女行動計画の事業の推進状況

第六次北本市男女行動計画に位置づけられた事業の令和6年度の実施状況は以下のとおりです。

(1) 総括

第六次北本市男女行動計画では、各課が男女共同参画の推進に関する事業に係る実施計画を定め、以下の基準に基づき、事業の進捗状況を評価しています。

- <評価基準> A…計画どおり達成できた(90%以上)
 B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
 C…一定程度実施できた(50～70%未満)
 D…実施が不十分であった(50%未満)
 E…未実施
 —…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により
 実施できなかった事業又は実施の必要性がなかった事業

基本目標1 男女共同参画社会の実現と多様性の尊重に向けた意識づくり

評価	A	B	C	D	E	—	計
事業数	24	1	0	0	0	0	25
総事業数 に占める 割合(%)	96.0	4.0	0	0.0	0.0	0.0	100.0

主な事業として、啓発紙の発行や講座の開催、学校や保育所等での男女平等教育、人権意識の高揚のための事業等を実施しています。

広報紙やホームページを活用した広く一般への啓発、学校や保育所等での男女平等教育や児童・生徒への啓発、保護者や教職員等への啓発など、さまざまな機会を捉えて啓発事業を展開し、多くの市民に、男女共同参画に関する学習の機会を提供しました。

また、啓発資料の発行及び市内全域への配布やパートナーシップ宣誓制度の自治体間連携協定の締結等により性の多様性に対する理解の促進を図りました。

意識啓発の成果は、長い時間をかけて徐々に現れるものであるため、今後も継続して啓発や広報、教育に取り組んでいく必要があります。

基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり

評価	A	B	C	D	E	—	計
事業数	29	3	3	0	0	0	35
総事業数に占める割合(%)	82.8	8.6	8.6	0.0	0.0	0.0	100.0

主な事業として、市政や地域活動における女性の参画促進、ワーク・ライフ・バランス実現のための職場環境整備や子育て・介護支援、女性の社会進出を促進する事業を実施しています。

政策や意思決定の過程である審議会等では、女性委員の割合を40%とする目標値を定め、意思決定の場に女性が積極的に参画できるよう努めていますが、目標達成には至っていない状況です。引き続き、審議会等における女性の登用状況を把握し、政策・意思決定過程への女性の参画を進めます。

仕事と家庭生活の両立支援としては、ステーション保育事業や延長保育事業、病児・病後児保育事業、学童保育等を実施し、子育て世代を支援しています。

今後も、男女ともに個性と能力を発揮し、社会参画を進めることができるよう、職場環境整備のための支援等を継続して行っています。

基本目標3 あらゆる暴力の根絶

評価	A	B	C	D	E	—	計
事業数	29	1	1	0	0	2	33
総事業数に占める割合(%)	87.9	3.0	3.0	0.0	0.0	6.1	100.0

主な事業として、女性に対する暴力の根絶のための啓発、暴力被害者の支援等を実施しています。

近年、DV被害者の相談内容は複雑化し、様々な問題を抱えているケースが多く、DV支援担当課だけでは対応が難しい状況にあります。よって、有事に対応できるよう、市内DV対策連携会議を開催し、関係各課との連携強化を図りました。また、「暴力は決して許されるものではない」との認識を広げ、暴力が根絶することを目指し、パネル展の開催、全職員の名札にパープルリボンの貼付、パープルリボンをモチーフにしたタ

ペストリーの作製、市内事業所との共催によるパープルライトアップ事業、新成人ヘドートDVパンフレットの配布等様々な啓発に取り組みました。

基本目標4 安心・安全に暮らせる環境づくり

評価	A	B	C	D	E	—	計
事業数	22	2	0	0	0	0	24
総事業数に占める割合	91.7	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

主な事業として、防災・防犯分野における男女共同参画の推進、誰もが安心して暮らすためにひとり親家庭・高齢者・障がい者・生活に困難がある方への支援、性差に合わせた健康づくりに関する支援等を行っています。

防災分野では、女性等のニーズを反映した対策を進めるため、北本市地域防災計画において女性や災害時要支援者等に対し配慮するよう定めており、避難所における対応職員は必ず1人女性を配置しています。

ひとり親家庭に対しては、児童扶養手当等の手当てを支給し、生活の負担の軽減を図っています。

支援を必要とする人への体制づくりを行い、すべての人が安心・安全に暮らせる環境づくりを推進します。

基本目標5 男女共同参画の推進体制の強化

評価	A	B	C	D	E	—	計
事業数	13	1	1	1	0	0	16
総事業数に占める割合(%)	81.25	6.25	6.25	6.25	0.0	0.0	100.0

主な事業として、計画の総合的な推進に向け、事業の進捗状況の把握と評価を行い、年次報告書としてとりまとめました。年次報告書は、市ホームページでも公表しています。

職員研修では、新規採用職員に対して男女共同参画研修を実施するとともに、入庁5年以内の職員に対して男女共同参画の基礎知識を学ぶための講座を開催し、庁内

の推進体制の充実を図りました。庁内推進体制の強化に向けて、すべての職員が男女共同参画の重要性を認識できるよう、引き続き研修等を実施します。

(2)一覧(男女共同参画の推進に関する事業の推進状況評価シート)

基本目標1【男女共同参画社会の実現と多様性の尊重に向けた意識づくり】

1-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識の醸成

1-1-① 男女共同参画に関する教育・啓発の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
男女共同参画に関する講座や啓発活動の推進	男女共同参画の推進に資する市民講座の開催	男女共同参画についての学習機会を提供し、地域での男女共同参画を進める。 男女共同参画の専門的な講座は埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)で開催しているため、市では、親しみやすいテーマの講座を開催する。	3月にきたもと男女共生塾を開催し、30名集客する。	令和7年3月15日(土)に外部講師を招聘し、きたもと男女共生塾を開催した。今年度は、災害ボランティア活動者から男女共同参画の視点からの震災対応を学ぶことができる講演会を開催し、31名が受講した。	A	引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりを推進するため、市民に親しみやすいテーマの講座を開催する。	人権推進課
	男性に向けた男女共同参画の情報発信	講座や広報紙等を通じて、男性にとっての男女共同参画についての啓発を行う。	・性別に関わりなく興味を持てる内容で、男女共同参画情報紙「シンフォニー」を30,000部作成し、各世帯へ配布を行う。 ・3月に開催するきたもと男女共生塾を、性別に関わりなく関心が持てる内容にする。	・編集協力員との協働により、男女共同参画情報紙「シンフォニー」を30,000部作成し、広報きたもと1月号にあわせて全戸配布を行った。今年度は、児童館館長へ取材を行い、「お父さんもお母さんも地域の人も協力し合って子育てしよう」という内容で作成した。 ・令和7年3月15日(土)に外部講師を招聘し、きたもと男女共生塾を開催した。今年度は、災害ボランティア活動者から男女共同参画の視点からの震災対応を学ぶことができる講演会を開催し、参加者31名のうち、女性17名、男性14名であった。	A	性別に関わりなく、興味を持てるような講座の開催や情報紙の発行を推進する。	人権推進課
			生涯学習人権講座研修会等の講座や人権教育資料等の広報媒体で、男女共同参画、人権尊重に関する啓発を行う。	市民一人一人が人権問題を正しく認識し、その解決への努力ができることを目的に、生涯学習人権講座研修会を4回開催した。特に9月に開催した第2回では、人権尊重と男女共同参画との関連など「人権全般」をテーマに参加型研修会を行うことができた。	A	様々な人権課題が存在する中で、男女平等、男女共同参画との関連を意識した研修会を増やす。	生涯学習課
	男女共同参画に関する法令、条例の周知	さまざまな機会を通じて、男女共同参画に関する法令、条例の周知を図る。	・男女共同参画に関する法令及び条例について、市ホームページへ掲載を行う。 ・6月に男女共同参画推進パネル展を開催し、男女共同参画に関する法令、条例についてのパネルの展示を行う。	・男女共同参画に関する法令及び条例について、市ホームページへ掲載を行った。 ・6月19(水)～同月26日(水)に開催した男女共同参画推進パネル展での掲示において、男女共同参画推進条例等について紹介するパネルを掲示し、周知を図った。	A	情報発信媒体及びイベント開催等、様々な機会を通じて引き続き周知を図っていく。	人権推進課

【評価】
A…計画どおり達成できた(90%以上)
B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
C…一定程度実施できた(50～70%未満)
D…実施が不十分であった(50%未満)
E…未実施
―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
男女共同参画に関する講座や啓発活動の推進	男女共同参画コーナーの充実・利用促進	男女共同参画推進拠点施設の充実及び利用促進を図る。	・庁舎2階に開設している男女共同参画コーナーにおいて、男女共同参画に関する書籍やチラシ等を配架し、市民に対する情報発信を行う。 ・男女共同参画コーナーについて、市ホームページへの掲載を行い周知を図る。	・男女共同参画コーナーにおいて、男女共同参画に関する書籍やチラシの配架及びポスターの掲示を行い、市民に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画コーナーについて、市ホームページへの掲載を行い、周知を図った。	A	認知度を高めるため、周知方法を検討し、男女共同参画コーナーの周知を拡大する。	人権推進課
	男女共同参画の推進に資する啓発展の開催	男女共同参画社会の重要性を啓発するため、パネル展を開催する。	6月の男女共同参画週間に合わせ、パネル展を開催する。	6月の男女共同参画週間に合わせ、6月19日(水)～同月26日(水)に文化センターエントランスホールにて、男女共同参画推進パネル展を開催し、約350～550名の来場があった。	A	パネル展の開催テーマについては、社会の動向に配慮の上検討し、引き続き男女共同参画社会の重要性について啓発を図る。	人権推進課

【評価】
 A…計画どおり達成できた(90%以上)
 B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
 C…一定程度実施できた(50～70%未満)
 D…実施が不十分であった(50%未満)
 E…未実施
 ―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
広報紙・ホームページ等による男女共同参画に関する広報活動の推進	市の刊行物等における男女共同参画の視点の徹底	市から発信する情報について、男女共同参画に配慮したものにするため、職員の意識啓発を行う。	県作成の「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を各部署に周知する。	県作成の「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を掲示板に掲載し、全職員へ周知を行った。	A	様々な機会や方法により、引き続き職員の男女共同参画に対する意識の向上に向けた啓発を図る。	人権推進課 関係各課
	男女共同参画情報紙の発行	男女共同参画社会実現にむけて、男女共同参画の推進をあらゆる分野で進める必要性について、市民の理解と意識啓発を図るために啓発情報紙を発行する。A4版のものを年1回発行し、全戸配布。編集を行う編集委員については公募する。	市民編集協力員とともに男女共同参画情報紙「シンフォニー」を発行し、1月に各世帯へ配布する。	編集協力員との協働により、男女共同参画情報紙「シンフォニー」を30,000部作成し、広報きたもと1月号にあわせて全戸配布を行った。今年度は、児童館館長へ取材を行い、「お父さんもお母さんも地域の人も協力し合って子育てしよう」という内容で作成した。	A	掲載内容について、社会の状況に対応したものとするよう考慮した上で作成を行い、市民の男女共同参画に対する意識の向上を図る。	人権推進課
	広報紙やホームページを利用した意識啓発	男女共同参画社会の実現の重要性を周知するため、啓発と情報提供を進める。必要に応じて男女共同参画社会に関する情報及び啓発記事を広報やホームページに掲載する。	・男女共同参画情報紙「シンフォニー」及び市ホームページに男女共同参画に関する記事を掲載し周知を行う。 ・男女共同参画に関する各イベント等の情報について、ホームページ等に随時掲載する。	・男女共同参画情報紙「シンフォニー」に男女共同参画に関する記事を掲載した。今年度は、児童館館長へ取材を行い、「お父さんもお母さんも地域の人も協力し合って子育てしよう」という内容で作成した。 ・男女共同参画に関する各イベント等の情報について、広報や市ホームページ、SNS等に随時掲載した。	A	男女共同参画社会実現の重要性について、さらなる周知を図れるよう、方法の検討を進める。	人権推進課
	広報紙やホームページを通じた家庭教育情報の提供	人権尊重の高揚と男女共同参画社会実現の重要性を周知するため、啓発と情報提供を進める。性による差別は、基本的な人権を侵害するものであり、人権尊重意識を社会に浸透させることが重要であることを周知する。また、男女共同参画社会実現に向け、広く市民に意識啓発を進める。	人権教育資料(人権教育推進委員会広報)「ふれあい」について、「男女共同参画」に言及するなど人権教育資料の内容を精選し、継続発行を行う。また、男女共同参画社会実現に対し、男女共同を意識した実践に向け、広く市民への意識啓発活動を行う。	令和7年2月に人権教育啓発資料(人権教育推進委員会広報)「ふれあい」を発行し、市内全戸に配布した。人権尊重社会の推進と意識の高揚を重視し、男女共同参画社会実現に向けて、絵やイラスト、研修会の感想等を活用しながら、広く市民への意識啓発に努めた。	A	今後も、男女共同を意識した人権啓発を継続的に進めていくための手法について検討を行う。	生涯学習課
事業所等に向けた男女共同参画意識の高揚	男女共同参画の推進等に取り組む事業所認証制度の運用・周知【新規】	男女共同参画の推進に取り組む意識を高めるため、男女共同参画の推進に取り組む事業所を認証する制度を運用及び周知する。	・男女共同参画の推進に取り組む事業所を認証する制度の周知を行う。 ・男女共同参画推進者認証制度を利用する事業所を1件増やす。	・男女共同参画推進者認証制度について、ホームページで周知を行った。 ・男女共同参画推進者認証制度の登録が2件あった。	A	男女共同参画推進者認証制度について、さらなる周知を図り、認証事業所を増やす。	人権推進課

【評価】

A…計画どおり達成できた(90%以上)

B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)

C…一定程度実施できた(50～70%未満)

D…実施が不十分であった(50%未満)

E…未実施

―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

1-1-②男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	保育所等における男女平等意識の形成【新規】	ジェンダーバイアスを次世代に引き継がないよう、男女の役割に関する固定的な観念やそれに基づく差別、偏見、行動等のない保育を実施するため、保育に携わる側である保育士等がこれらの対応を学ぶことを目的として、園内学習や研修会等へ参加する。	年度ごとに研修を受講した保育士が職員会議等で情報共有を行い、対応を学ぶ。	研修に参加した保育士を中心にチェックリストを活用した点検及び評価を実施するとともに、グループに分かれて意見交換を実施した。	A	引き続き取り組みを継続し、保育所における男女平等意識の形成に努めていく。	保育課
	男女平等の視点を取り入れた学校教育・保育の推進	男女混合名簿や呼名時の順番で男女分けを行わないことなどを通して、男女の性別による役割分担にとらわれない考え方を身につけることにより、男女共同参画社会の基盤づくりを進める。	名簿の作成、呼称の差をつけない保育の実施を行う。	名簿の作成や呼名において差を設けないことにより、性別による役割分担にとらわれない考え方を身につける取り組みを実施した。	A	引き続き取り組みを継続し、男女平等の視点を取り入れた保育の推進に努めていく。	保育課
			男女混合名簿の作成や男女分け隔てなく「さん」付けで呼ぶ等といった取組を通して、性別にとらわれない考え方を育む。	男女混合名簿を作成したり、男女分け隔てなく「さん」付けで呼んだりする取組を通して、性別にとらわれない考え方を育んだ。	A	男女の性別による役割分担にとらわれることのないよう、男女平等の意識について、指導する教員の意識も高めていく。	学校教育課
	男女平等教育の推進	人権に対する正しい知識理解をもとに、男女平等の意識の浸透を図り、小中学校段階における男女共同参画社会の基盤づくりを推進する。人権に対する正しい知識理解をもとに、男女平等の意識の浸透を図り、男女が互いに尊重し合い、差別のない社会の構築を目指す。	児童生徒の発達段階に応じた男女平等教育の指導について、各中学校区の教員間で共通理解を深める。	児童生徒の発達段階に応じた指導について、各中学校区の教員間で共通理解を深めることができた。	A	男女平等の意識の下、さらに教員間の共通理解を図りながら指導にあたっていく。	学校教育課

【評価】
A…計画どおり達成できた(90%以上)
B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
C…一定程度実施できた(50～70%未満)
D…実施が不十分であった(50%未満)
E…未実施
―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	教育相談の充実	電話や面接による教育相談を充実させ、教育、人権、育児等についての保護者や児童・生徒の悩み解消を支援する。	県配置のスクールカウンセラー、各中学校のさわやか相談員、市教育センターのカウンセラーによる相談を実施する。各小・中学校においては、教育相談期間を設け、児童生徒の状況に応じた相談活動を実施する。その他、各学校では毎月1回、なかよしアンケート(小学校)及び学校生活アンケート(中学校)を実施する。	・県配置のスクールカウンセラー、各中学校のさわやか相談員、市教育センターのカウンセラーによる相談を実施した。 ・各小・中学校においては、教育相談期間を設け、児童生徒の状況に応じた相談活動を実施した。 ・スクールソーシャルワーカーを活用して相談を必要とする児童・生徒・保護者に対応を行った。 ・その他、各学校では、毎月1回、なかよしアンケート(小学校)及び学校生活アンケート(中学校)を実施した。	A	児童生徒の状況に合わせ、アンケートや面談等で実態を把握したり、関係機関と連携を図ったりしながら、よりよい解決に努めていく。	学校教育課
保護者や教職員等への啓発活動	教職員研修の充実	男女共同参画の問題を人権問題としてとらえ、教職員の意識啓発と資質の向上を図る。	教職員自らが、男女平等に関する正しい理解と人権感覚を身に付けることができるようにする。	児童生徒を適切に指導しなければならない教職員自らが、男女平等に関する正しい理解と人権感覚を身に付けることができた。	A	新採用教員や経験の浅い教員が増加しているため、教職員研修のより一層の充実を図っていく。	学校教育課
	保護者への啓発の充実	学校・保育所での男女共同参画推進教育を通して保護者への啓発を図る。	行事・登退園時等の保護者との関わりの中で必要に応じ情報の発信を行い、啓発を図る。	保護者と接する様々な機会において、性別による役割分担にとらわれない考え方を身につける取り組みについて周知した。	A	引き続き周知啓発に取り組むとともに、より効果的な手法について検討していく。	保育課
			小・中学校での男女平等に関する取組を学校だよりやホームページに掲載する。また、学校行事等で保護者に対して依頼や啓発を行う。	小・中学校での男女平等に関する取組を学校だよりやホームページを通して発信した。また、学校行事等で保護者に対して啓発を行った。	A	保護者の意識の向上や啓発状況を確認することは難しい。	学校教育課
性別に基づく無意識の思い込みにとらわれないキャリア教育の推進	進路指導の充実	いわゆる「出口指導」としての進学・就職指導から脱却し、個に応じた進路指導を充実することによって、社会的・文化的な固定観念にとらわれない生き方について考える態度を身につけさせる。男女の性別によって進路が制限されたりすることのないよう、個に応じた生き方指導として進路指導を充実させ、男女共同参画社会の基盤づくりを進める。	中学生キャリアチャレンジ事業を実施する。キャリアパスポート等を活用しながら、発達段階に応じた継続的な指導方法の工夫を行う。	中学生キャリアチャレンジ事業を実施した。男女がお互いを尊重しながら助け合うことで社会が構築されていることを実感させることができた。	A	キャリアパスポート等を活用しながら、発達段階に応じた継続的な指導方法の工夫が必要である。今後も、キャリア教育推進委員会で各学校の取組を共有し、共通理解を深める。	学校教育課

【評価】

A…計画どおり達成できた(90%以上)

B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)

C…一定程度実施できた(50～70%未満)

D…実施が不十分であった(50%未満)

E…未実施

—…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
国際的な視点を持った男女共同参画の推進	国際理解教育の推進	学校において、各教科等の時間をとおして日本及び諸外国の文化・伝統等について深い理解をもち、国際社会において信頼され、世界平和と発展に貢献するような児童・生徒を育成する。	男女平等に関する活動等の啓発を行うとともに、教職員の指導力を向上させるための情報提供や研修を計画的に実施する。	男女平等に関する活動等の啓発を行うとともに、教職員の指導力を向上させるための情報提供や研修を計画的に実施した。	A	今後、さらに伝統・文化、そして多様な性や考え方を尊重し、グローバル化に対応する教育の推進を図るための方策を検討していく。	学校教育課
	男女共同参画に関する世界の動向についての情報発信【新規】	世界における社会の発達や成熟に伴う男女共同参画の取組及び価値観等の変化や現状について、市民に向けて情報発信を行い、子どもをはじめとする市民に男女共同参画の意識向上を働きかける。	・6月に開催する男女共同参画パネル展において、男女共同参画に関する世界の動向についての情報発信を行う。 ・男女共同参画推進コーナーにおいて、国の刊行物等を配架し、随時情報発信を行う。	・6月19日(水)～同月26日(水)に男女共同参画推進パネル展を開催し、男女共同参画に関する世界の動向について紹介するパネルを展示した。 ・男女共同参画推進コーナーへ、国の刊行物等を配架し、随時情報発信を行った。	A	様々な機会や方法により、世界における男女共同参画の動向について情報発信を行う。	人権推進課

【評価】
A…計画どおり達成できた(90%以上)
B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
C…一定程度実施できた(50～70%未満)
D…実施が不十分であった(50%未満)
E…未実施
―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

1-2 多様性の尊重の推進
1-2-① 性の多様性に対する理解の促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
LGBTQ (性的マイノリティ)・性の多様性に関する理解促進	LGBTQ (性的マイノリティ)への理解を深める情報発信	LGBTQへの理解を普及するため、広報紙やホームページ等を通じた普及に取り組む。	・LGBTQに関する講演会を開催し、30名集客する。 ・市ホームページや広報紙等にて、LGBTQに関する情報発信を行う。	・2月12日(水)にLGBTQ職員研修を開催し、24名が受講した。 ・市ホームページにおいて、LGBTQに関する相談窓口や県主催の研修会に関する情報の掲載を行った。 ・多様な性のあり方に関する職員対応ハンドブックの改訂を行うとともに、掲示板に掲示し、全職員に周知した。	B	引き続き、様々な方法でLGBTQへの理解促進のための情報発信を行っていく。	人権推進課
	LGBTQ (性的マイノリティ)の推進等に取り組む市内事業所を市が認証するとともに、その取組内容を市ホームページ等で発信することにより、市民や市内事業所の性の多様性に対する理解を促進する。 【新規】	LGBTQ(性的マイノリティ)の推進等に取り組む市内事業所を市が認証するとともに、その取組内容を市ホームページ等で発信することにより、市民や市内事業所の性の多様性に対する理解を促進する。	・北本市性の多様性尊重推進者認証制度について、ホームページ等で周知を行う。 ・性の多様性尊重者認証制度について、利用した事業者を1者増やす。	・北本市性の多様性尊重推進者認証制度について、市ホームページへ掲載し、周知を行った。 ・性の多様性尊重者認証制度の登録が2件とあった。	A	性の多様性尊重者認証制度について、現在登録事業所がないため、周知方法について検討を行う。	人権推進課
パートナーシップ宣誓制度の促進	北本市パートナーシップ宣誓制度の運用と周知 【新規】	令和2年度に施行した北本市パートナーシップ宣誓制度の運用方法を再検討するとともに、制度について周知することで、市民の性の多様性に対する理解を促進する。	・近隣市町との自治体間連携についての検討を行う。 ・市ホームページ、男女共同参画情報紙等でパートナーシップ宣誓制度について周知を行う。	・県内全自治体による自治体間連携協定を締結し、制度の利便性の向上を図った。 ・ファミリーシップ宣誓制度を導入し、利用者のニーズに対応できるようにした。 ・市広報紙や市ホームページでパートナーシップ宣誓制度について周知を行った。	A	引き続き、パートナーシップ宣誓制度について、周知を行う。	人権推進課 関係各課

【評価】
A…計画どおり達成できた(90%以上)
B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
C…一定程度実施できた(50～70%未満)
D…実施が不十分であった(50%未満)
E…未実施
―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

基本目標2【男女がともに活躍できる環境づくり】
2-1 政策・意思決定の場における女性の活躍促進
2-1-① 市政や地域活動における女性の参画促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
審議会・委員会等委員への女性の登用推進	審議会・委員会等委員への女性の登用推進	政策、方針決定過程への女性の参画を推進するため、毎年、審議会、委員会等の女性の割合について調査を実施し、その割合を高めるよう努める。	・審議会等への女性の登用に関する調査を実施し、その報告書を庁内に配布する。 ・政策及び方針決定過程への女性の参画を推進するよう、目標について周知を行う。 ・本年度中に改選を行う審議会等の担当課に対し、個別に依頼を行う。	・4月に審議会等への女性の登用に関する調査を実施し、その報告書を庁内に配布した。 ・調査照会時に、政策及び方針決定過程への女性の参画を推進するよう周知を行った。 ・女性の登用率が20%を下回る審議会の担当課へ、審議会・委員会等委員における積極的な女性の登用について直接依頼を行った。	A	・引き続き調査結果を報告書としてまとめて庁内に配布し、政策及び方針決定過程への女性の参画を推進するよう周知することで、審議会等への女性の登用率を高めるよう取り組む。	人権推進課 関係各課
	男女の偏りのない審議会運営の推進	政策、方針決定過程で男女双方の視点から審議することによってあらゆる角度からの意見等を反映する。	・審議会等への女性の登用に関する調査を実施し、その報告書を庁内に配布する。 ・政策及び方針決定過程への女性の参画を推進するよう、目標について周知を行う。 ・本年度中に改選を行う審議会等の担当課に対し、個別に依頼を行う。	・4月に審議会等への女性の登用に関する調査を実施し、その報告書を庁内に配布した。 ・調査照会時に、政策及び方針決定過程への女性の参画を推進するよう周知を行った。 ・女性の登用率が20%を下回る審議会の担当課へ、審議会・委員会等委員における積極的な女性の登用について直接依頼を行った。	A	・団体推薦により委員を選出する審議会等も多く、委員等の男女比率に偏りが生じる場合があるが、女性の登用率の向上を推進するよう、周知を図る。 ・引き続き、効果的な方法を検討し、審議会等への女性の登用率を高めるように努める。	人権推進課 関係各課
地域活動におけるリーダー的役割への女性の参画促進	自治会活動におけるリーダー的役割への女性の参画促進	住民と身近な存在である自治会は、より地域の実情に即した活動が求められている。地域の活動においては、女性の参加が見られるものの、各自治会長に女性は少なく、地域活動に女性が積極的に参加できるよう運営の支援を行う。	自治会長ハンドブックに女性役員の積極的な起用を検討するよう掲載し、併せて、研修会等の機会を通して啓発活動に努める。	自治会への加入の促進や自治会活動の推進を図ったが、地域の総意で選出される自治会長の女性就任は、依然として少ない状況が続いている。	C	自治会長説明会や研修会等の機会を通して啓発活動に努める。	くらし安全課

【評価】
A…計画どおり達成できた(90%以上)
B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
C…一定程度実施できた(50～70%未満)
D…実施が不十分であった(50%未満)
E…未実施
―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

2-2 ワーク・ライフ・バランスの実現
2-2-① 男女がともに働きやすい職場環境の整備

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
労働者・事業主に向けた各種情報提供や周知	各種法律・制度等の周知	男女雇用機会均等法等、法や制度の周知を行い、労働の場での男女共同参画を進める。	国や県の政策や制度改定等を市ホームページへ掲載する。チラシの配架を通して周知を行う。	国や県からの法改正の情報収集や制度周知のパンフレット等を課内に備え、広報及び周知を図った。	A	女性の社会進出のための国や県の政策や制度改正等を、遅れることなく広報及び周知していく。	産業観光課
	北本地区埼玉県労働セミナーの充実	労使を取り巻く労働問題や社会情勢、法・制度等について、正しい理解と認識を得るためにセミナーを実施する。男女雇用機会均等法、労働基準法、育児介護休業法などの法・制度の周知と事業者へ啓発を行うことで、女性も働きやすい環境を整備し、労働の場での男女共同参画を進める。	埼玉県と共催で「埼玉県労働セミナー」を行う。市ホームページへの掲載やチラシの配架を通して労働関係法・制度に周知を図る。	埼玉県と共催でYouTubeを活用し、オンライン労働セミナー「労働法基礎セミナー～公正な賃金設定～」と「労働法基礎セミナー～社会保険・労働保険の基礎知識と活用事例～」の2つ開催した。市ホームページへの掲載やチラシの配架を通して労働関係法・制度について周知を図った。	A	人々の興味関心が強く、かつ全ての労働者が安心して働ける職場づくりに効果的なセミナーを選定し広く周知する。	産業観光課
	男性の育児休業・介護休業の取得促進	男性の育児休業・介護休業の取得促進のため、制度の周知を図る。	国や県から法改正等の情報収集を行い、市ホームページ等を通して周知を行う。送付されたリーフレット等を配架する。	国や県からの法改正の情報収集を行い、育児・介護休業法の改正についてホームページを通じて周知を図った。送付されたリーフレットを配架した。	A	国や県からの法改正の情報収集を行い、育児・介護休業法の改正について広報、ホームページを通じて周知を図る。送付されたリーフレットを配架する。	産業観光課
	両立支援制度の周知	労働講座や啓発資料の配布などを通じて、事業主に対して仕事と家庭の両立支援制度の周知を行う。	市ホームページへの掲載やチラシの配架を通して周知を行う。	国や県からの法改正の情報収集や制度周知のパンフレット等を課内に備えるほか、市ホームページを通して周知を図った。	A	両立支援制度についてのパンフレットや労働相談に関するチラシ配架等を通じて、周知及び啓発を図る。	産業観光課
	経営者、管理職を対象とした研修会の実施	経営者や管理職を対象に、育児・介護休業の取得促進等、従業員が働きやすい職場環境の促進に向けた研修会を実施する。	埼玉県と共催で行う「埼玉県労働セミナー」などのセミナー、研修会を行う。	埼玉県と共催でYouTubeを活用し、オンライン労働セミナー「労働法基礎セミナー～公正な賃金設定～」と「労働法基礎セミナー～社会保険・労働保険の基礎知識と活用事例～」の2つ開催した。市ホームページへの掲載やチラシの配架を通して労働関係法・制度について周知を図った。	A	引き続き、従業員が働きやすい職場環境の促進に向けた研修会を実施する。	産業観光課

【評価】
A…計画どおり達成できた(90%以上)
B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
C…一定程度実施できた(50～70%未満)
D…実施が不十分であった(50%未満)
E…未実施
―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
各種ハラスメントの防止	庁内における各種ハラスメント防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメント等を防止するための意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、職員が働きやすい環境整備を支援する。	ハラスメント防止や公務員倫理などの研修を1回以上実施する。	令和6年2月6日、7日に各所属長及びGLを対象に「OJTリーダー研修」を実施し、90名が参加した。人材育成における指導とハラスメントの違い等について研修を行った。	A	ハラスメント防止のためには指導を受ける側の意識啓発も必要であるため、非管理職向けの研修も実施する。	総務課全課
	労働者・事業主に対する各種ハラスメント防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメント等を防止するための意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、労働者が働きやすい環境整備を支援する。	市ホームページへの掲載やチラシの配架を行う。	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するためのパンフレットや労働相談に関するチラシを配架し、周知及び啓発を図った。	A	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するためのパンフレットや労働相談に関するチラシ配架等を通じて、周知及び啓発を図る。	産業観光課
多様な働き方の普及啓発	市民や市内事業者に対する多様な働き方に関する情報発信【新規】	国や県の政策や制度改正等の情報収集を行い、情報コーナーへのチラシ配架やホームページ等を通じて、周知を図る。	国や県の政策や制度改正等の情報収集を行い、情報コーナーへのチラシの配架やホームページへの掲載を行う。	国や県の政策や制度改正等の情報収集を行い、チラシの配架やホームページへの掲載を行うことで市民や市内事業者に対する多様な働き方に関する情報発信をした。	A	国や県の政策や制度改正等の情報収集を行い、チラシの配架やホームページへの掲載を行うことで、市民や市内事業者に対する多様な働き方に関する情報発信を図る。	産業観光課

【評価】
 A…計画どおり達成できた(90%以上)
 B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
 C…一定程度実施できた(50～70%未満)
 D…実施が不十分であった(50%未満)
 E…未実施
 ―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

2-2-2 子育て支援・介護サービスの充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
地域で支える子育て環境の充実	保育所の整備	両親の就労等により保育に欠ける児童に、子どもの成長に望ましい保育を実施する。女性の社会参加、核家族化等により、児童の置かれている家庭環境が変化し、保育ニーズが多様化している。就労形態に合わせた保育サービスの提供と保育所の整備充実を図り、女性の社会参画を支援する。	・保育ニーズの動向を注視し、必要な受入枠の確保と保育士の確保のための施策を行う。 ・多様化する保育ニーズに対応するため、利用者の希望を聴取する。	民間保育施設等に対して補助金を交付し、多様な子育て支援サービスを充実させるとともに、安心して子育てをすることができる環境の整備を図り、待機児童を解消した。	A	引き続き補助金を活用していくとともに、民間保育施設等に対して受け入れ枠の拡大を要請し、待機児童を生じさせないように努めていく。	保育課
	延長保育、乳児保育、一時保育の充実	両親の就労等により保育に欠ける児童に、子どもの成長に望ましい保育を実施する。女性の社会参加、核家族化等により、児童の置かれている家庭環境が変化し、保育ニーズが多様化している。就労形態に合わせた保育サービスの提供と保育所の整備充実を図り、女性の社会参画を支援する。	・保育ニーズの動向を注視し、必要な受入枠の確保と保育士の確保のための施策を行う。 ・多様化する保育ニーズに対応するため、利用者の希望を聴取する。	幅広い時間帯における保育ニーズや就労以外を理由とした保育ニーズに応えるため、延長保育事業、乳児保育事業及び一時保育事業を実施した。	A	利用者数の変動を注視し、運営方法等の見直しについて検討を行うとともに、事業の維持に努めていく。	保育課
	病児、病後児保育の充実	病気治癒後、保育所での保育が困難な児童に対する保育を実施する。	現状の受入枠を確保しつつ、運営方法、利用方法等の検討を行う。	北里大学メディカルセンター病児保育室において病児保育事業を、東保育所において病後児保育事業を、中丸保育園において体調不良児保育事業を実施した。	A	利用者数の変動を注視し、運営方法等の見直しについて検討を行うとともに、事業の維持に努めていく。	保育課
	駅前保育ステーションの充実	駅を利用する保護者の利便性に配慮した育児支援を行う。	現状の受入枠を確保しつつ、運営方法、利用方法等の検討を行う。	指定施設の開所時間外に保育ステーションにおいて子どもを預かり、駅を利用している保護者の育児支援を実施した。	B	利用者数の変動を注視し、運営方法等の見直しについて検討を行うとともに、事業の維持に努めていく。	保育課

【評価】
A…計画どおり達成できた(90%以上)
B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
C…一定程度実施できた(50～70%未満)
D…実施が不十分であった(50%未満)
E…未実施
―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
地域で支える子育て環境の充実	ファミリー・サポート・センターの充実	市民の相互協力により、地域での子育て支援を行う。子育て支援の充実を図り、保護者の就労及び家庭生活を支援する。	・児童館においてファミリー・サポート・センター事業を実施する。 ・市ホームページ等において制度の周知を行い、利用促進や協力会員数の増加を図る。	児童館においてファミリー・サポート・センター事業を実施した。アドバイザーが仲介をし、子育ての手助けをしたい協力会員と手助けをしてほしい依頼会員との契約により事業を実施し、契約件数は927件であった。市民の相互協力により、地域での子育て支援を行い、保護者の就労及び家庭生活の安定を図った。	A	制度の周知徹底を図る。	子育て支援課
	学童保育の充実	小学校就学児童のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る。	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を、公設11室、民設2室において実施する。	小学校就学児童のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を、公設11室、民設2室において実施した。保護者の就労等に合わせ、小学校就学児童を保育を実施し、健全な育成を図った。	A	利用人数に応じた受け入れ体制の適正化を図るとともに、民設放課後児童クラブの利用促進を図る。	子育て支援課
地域で支える介護サービスの充実	地域包括支援センターの利用促進	高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、平成18年4月1日に、地域包括ケアの中核機関として介護保険法に基づき創設された地域包括支援センター(4箇所設置)の利用促進を図るため、市民等に周知を行う。	アルツハイマーデーイベントの開催や、地域包括支援センター職員の認知症推薦図書コーナーを市立図書館へ設置する等、広く地域包括支援センターの役割や活動について啓発を行う。	アルツハイマーデーイベントとして、9月4日に開催し、200人以上の来場者があった。また、図書館での推薦図書設置を行った。	A	地域における認知症の理解と協働性を高めるため、オレンジカフェの開催拠点を5か所で実施する。前年度に引き続きアルツハイマーデーイベントを開催する。	高齢介護課
	介護保険制度についての出前講座の開催	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	適時、出前講座の依頼を受け、普及・啓発を図る。	10月22日、11月12日、12月8日の3回実施。各回20～30人程度参加があった。	A	出前講座を通して引き続き、介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る	高齢介護課

【評価】

A…計画どおり達成できた(90%以上)

B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)

C…一定程度実施できた(50～70%未満)

D…実施が不十分であった(50%未満)

E…未実施

―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

2-2-③ 男性の子育て・介護参加への促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
男性の子育て参加への促進	マタニティセミナーへの家族の参加促進	安心・安全な妊娠期間を過ごすとともに、出産後の育児について家族間で協力し合えるよう促す。	・妊娠届出の面談時を中心に、マタニティセミナーへの家族参加を促していく。 ・妊娠届出時の面談等、マタニティセミナー等で家族間で協力しながら育児を行うことの大切さについて伝える。	R6年度プレママセミナーを全6回実施し25人参加、オンラインプレママセミナーを全2回実施し4人参加、プレママプレパパセミナーを全8回実施し120人参加、産前ケアを全4回実施し5人参加した。参加者延べ154人へパンフレット等を用いて家族間での協力体制について産前からイメージしながら準備するように伝えている。	A	プレママプレパパセミナー参加者のうち、父親の参加率は43.3%（父52人）であり、家族間での協力体制について夫婦で考えることを促すことができた。実施を継続していく。	健康づくり課
	父親向けの子育て参加パンフレットの配布	父親の育児への積極的な参画の推進のため、子育てガイドを配布する。	・妊娠届け出時に子育てガイドを配布する。 ・子育てガイドを使用し、父親も育児に関わっていくイメージを共有する。	R6年度妊娠届出時315件、転入時47件（計362件）に子育てガイドを配布し、支援体制の構築について伝えている。	A	各々の生活スタイルに合わせた支援体制を共に考えることで、引き続き夫婦で行う育児についての情報提供に努める。	健康づくり課
	子育て応援ガイドブックの配布	子育てに関する情報提供を行う。	児童館、子育て支援センター、小学校、幼稚園、保育園及び市役所窓口等において、「子育て応援ガイドブック」を子育て世代を対象として配布する。	「子育て応援ガイドブック」を市役所窓口や児童館、子育て支援センター等において配布した。	A	子育て支援制度の改正に合わせ、随時更新していく。	子育て支援課
	男性の学校行事等への参画促進	父親も進んで児童・生徒の教育に関わりを持ち、授業参観等の学校行事への積極的な参加を働きかけるよう、学校を指導する。	運動会や体育祭などを土日に開催することで、父親を含めた保護者が参加しやすいようにする。	運動会や体育祭などを土日に開催することで、父親を含めた保護者が参加しやすいようにした。	A	多くの保護者が学校行事に参加できるよう、土日に限らず、年間行事の予定を工夫する必要がある。	学校教育課

【評価】

A…計画どおり達成できた(90%以上)

B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)

C…一定程度実施できた(50～70%未満)

D…実施が不十分であった(50%未満)

E…未実施

—…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
男性の子育て参加への促進	保育所親支援事業の充実	子どもの育ちや子どもの関わりを学び、親としての自覚と自信を高め、家庭での養育力向上を図るため、保護者の保育参加を進める。	各保育施設において、一日保育士体験など、保育施設で実施する。	一日保育士体験をはじめとした、保護者が保育に参加することができる行事を実施した。	A	引き続き、保護者とともに子どもの育ちを支援することができるよう取り組んでいく。	保育課
	PTA家庭教育学級の充実	市民一人一人が生きがいを持ち、社会の変化に主体的に適応し、豊かな充実した人生を過ごすために、社会・地域・健康・趣味などの身近な問題について学習する機会を提供し、合わせて地域づくりへの男女共同参画を推進する。	PTA活動見直しの動きに合わせ、男女共同参画をテーマとした家庭教育学級の開設を「ハートピア21」へ収斂させることも視野に入れながら、家庭教育に関する学習活動が、男女共同において活発に行われるよう、「家庭教育」の重要性を各家庭への発信を継続する。	PTA家庭教育学級を小中学校5PTAで6回実施した。また、ハートピア21を11月30日(土)に実施し、92人の参加者があった。	A	男女共同参画を意識しつつ、まずは興味をもって参加してもらうため、引き続き検討を行う。	生涯学習課
	家庭教育学級の充実	学習機会を提供し、保護者相互の連携や協力を通じて、家庭教育の充実を図る。	子育ての課題や問題について、男女共同で解決できるための学習機会(講演等含む)を、保護者などと連携しながら創出する。	家庭教育の一層の充実を図り、家庭及び地域の教育力の向上を図ることを目的に、令和7年2月19日に、「子育てハッピーセミナー～子どもの自己肯定感を育む子育てとは～」を開催した。	C	「男女共同で解決できる学習機会の創出」を実施計画としているが、講演会当日、参加者全員が女性であったため、課題が残る結果となった。父親経験者による父親目線の講演テーマを取り入れることも検討する。	生涯学習課
男性の介護参加への促進	介護への男性の参画促進のための啓発	女性に偏りがちな介護の意識から、男女が共に担う介護への転換を図る。	男性にも受け入れやすい案内の方法や講座の内容を検討する。	7月17日に花王(株)に依頼し、おむつ介助教室を実施。参加者9人のうち男性3人の参加があった。	A	市や地域包括支援センターが訪問や相談を実施する際、男性の家族が関わっているケースでは、介護者の集いや認知症サポーター養成講座等の参加を積極的に案内する。	高齢介護課
	介護者の集いの開催	要介護状態にある方を介護している家族等に対して、交流会や教室等を開催し、少しでも精神的負担の軽減を図れるよう支援する。	介護者が抱えている問題を洗い出し、その解決方法について模索する。	介護者が集うオレンジカフェを実施し、専門職が適時相談に応じている。令和6年度は52回開催し、593名の参加があった。	B	北本市包括連携協定を結んでいる北里大学メディカルセンター看護師が講師となり、介護者のニーズに合わせ、専門的な支援を受けられるようにする。	高齢介護課

【評価】
 A…計画どおり達成できた(90%以上)
 B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
 C…一定程度実施できた(50～70%未満)
 D…実施が不十分であった(50%未満)
 E…未実施
 ―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

2-3 女性のチャレンジ支援
2-3-① 女性の就業・起業への支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
女性の就業や起業に対する支援	女性活躍に関する情報提供	女性の再就職や起業のための情報提供や多様な働き方についての啓発を行う。	・国や県が主催する市民又は企業向けの開催情報について、男女共同参画コーナーヘチラシ等を配架し周知を行う。 ・ホームページで県の「女性の働き方ポータルサイト」の紹介を行い、周知を行う。	・国や県が主催する市民又は企業向けの講座等の開催情報について、男女共同参画コーナーヘチラシ等を配架し周知を行った。 ・市ホームページで県の「女性の働き方ポータルサイト」の紹介を行い、周知を行った。	A	引き続き女性の起業及び再就職支援に関する情報提供を行う。	人権推進課
	女性の起業・再就職支援	商工会と連携した相談体制により支援を行うとともに、起業に関する支援制度や講座、相談窓口等についての情報提供を行い、起業をめざす女性を支援する。また、女性の再就職についての講座の情報や相談窓口の情報提供を行う。	商工会と連携し商業支援を行う。パンフレットの配架やセミナーを実施する。	商工会と連携した相談体制により創業支援を行ったとともに、国や県からのパンフレット等を課内に備え、女性の起業支援について広報及び周知を図った。埼玉県との共催で在宅ワーカー育成（WEB）セミナー、就職支援セミナー（WEB）を実施し、女性の就職支援を行った。	A	講座等へ、より女性が参加しやすくなるための工夫、周知方法の検討を図る。	産業観光課
	無料職業紹介所の充実	地域で就職したい方を対象に希望と能力に応じた職業に速やかに就くことができるよう、きめ細やかな相談を実施する。	週に2回、無料職業紹介所を開設する。	市民の雇用の促進と商工業の振興のための相談業務を週2回実施し、女性の社会参加を支援した。	A	無料職業紹介所は令和6年度で廃止した。今後は窓口にてハローワークの求人情報の提供を常時実施するほか、国や県の支援制度の情報収集を行い、チラシの配架やホームページへの掲載を行うことで市民や市内事業者に対する支援を実施する。	産業観光課
	内職相談の充実	内職に関する求人情報の提供を始め、工賃やトラブル、苦情などの相談を実施する。	週に2回、内職相談を実施する。	内職に関する求人情報の提供と相談業務を週2回実施し、家庭にいらながらも社会に参加する女性への支援を行った。	A	内職に関する求人情報の提供と相談業務を常時実施し、家庭にいらながらも社会に参加する女性への支援を行う。	産業観光課

【評価】
A…計画どおり達成できた(90%以上)
B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
C…一定程度実施できた(50～70%未満)
D…実施が不十分であった(50%未満)
E…未実施
―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

2-3-② 経済分野における女性の活躍推進に向けた支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
経済分野における女性の活躍に関する情報発信	女性の多様な活躍に向けた情報発信	起業、経営をはじめとする経済分野における女性の参画の重要性を情報紙やホームページ等を通じて啓発し、女性の経済分野への参画を促進する。	・国や県が主催する市民又は企業向けの講座等の開催情報について、男女共同参画コーナーヘチラシ等を配架し、周知を行う。 ・ホームページで県の「女性の働き方ポータルサイト」の紹介を行い、周知を行う。	・国や県が主催する市民又は企業向けの講座等の開催情報について、男女共同参画コーナーヘチラシ等を配架し周知を行った。 ・市ホームページで県の「女性の働き方ポータルサイト」の紹介を行い、周知を行った。	A	国、県及び市が企画又は発信する情報を積極的に市ホームページ等に掲載し、経済分野における女性参画を促進する情報をより一層周知する。	人権推進課
農商工・自営業・小規模事業所に向けた男女共同参画の啓発	農業に従事する女性への支援	多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある女性が、家庭や地域での生活を大切にしながら働き続けられるような環境づくりを進める。	・県の「さいたま農村女性アドバイザー」の周知と認定の推進を行う。 ・女性農業者視察研修を行う。	県の要項に基づき、地域において積極的に農業経営に従事し、農業における男女共同参画を推進している女性農業者を「さいたま農村女性アドバイザー」として認定するよう推進した。	C	「さいたま農村女性アドバイザー」についてホームページを通して周知を図る。また、女性農業者への事業拡大に向けて女性部会を設置し、事業拡大を進める。	産業観光課
	商工自営業等に従事する女性への支援	多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある女性が、家庭や地域での生活を大切にしながら働き続けられるような環境づくりを進める。	商工会等と連携しながら、商工自営業者等に従事する女性への支援を行う。	商工会への事業費の助成を通して、同会女性部の広報発行等の活動の支援を行った。	B	商工会等と連携しながら、固定的な役割分担意識の解消に向けた取組の検討を進める。	産業観光課

【評価】
A…計画どおり達成できた(90%以上)
B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
C…一定程度実施できた(50～70%未満)
D…実施が不十分であった(50%未満)
E…未実施
―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

基本目標3 あらゆる暴力の根絶
3-1 暴力根絶のための意識啓発
3-1-① 意識啓発・広報の強化

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
暴力防止に向けた意識啓発・広報の充実	DVを防止するための情報発信・啓発活動	シンフォニーや広報紙、パネル展などで、女性に対する暴力防止の啓発を進める。また、デートDVについて啓発事業を検討する。	・男女共同参画情報紙「シンフォニー」へDVに関する相談窓口を掲載する。 ・女性に対する暴力をなくす運動パネル展において、DV及びデートDV防止啓発のためのパネル展示及びチラシ等の配架を行う。 ・パープルリボンキャンペーンで、パープルリボンの貼付及びパープルライトアップを市内事業所と協働で実施し、暴力防止の啓発を行う。 ・成人式でデートDVに関する啓発カードを配布する。	・男女共同参画情報紙「シンフォニー」へDVに関する相談窓口を掲載した。 ・11月27日(水)～12月3日(火)に女性に対する暴力をなくす運動パネル展を開催し、DV及びデートDV防止啓発のためのパネル展示及びチラシ等の配架を行い、暴力防止のための啓発を行った。 ・11月12日(火)～同月25日(月)にパープルリボンキャンペーンを実施し、市職員及び市内協力事業所の職員の名札にパープルリボンを貼付した。また、パープルライトアップを実施し、暴力防止の啓発を行った。 ・成人式で約500名の新成人へデートDVに関する啓発カードを配布した。	A	引き続き男女共同参画情報紙「シンフォニー」や広報紙、パネル展等さまざまな方法により、暴力防止の啓発を行う。	人権推進課
	女性に対する暴力をなくす運動の推進【新規】	女性に対する暴力をなくす運動を推進することで、DVは人権侵害であり、解決すべき問題であるという認識を一人一人が持っているよう啓発を図る。	・女性に対する暴力をなくす運動の開催について、チラシを作成し、公共施設等へ配架する。また、広報、ホームページ等で周知を行う。 ・パープルリボンキャンペーンを実施し、市職員及び協力事業所の職員の名札にパープルリボンを貼付する。また、建物等を紫色にライトアップするパープルライトアップを実施する。 ・市内協力事業所を1者増やす。	・女性に対する暴力をなくす運動のチラシを作成し、各公共施設へ配架した。 ・広報、ホームページ、SNSで周知を行った。 ・パープルリボンキャンペーンを実施し、市職員及び協力事業所の職員の名札にパープルリボンを貼付した。 ・新たに、地域包括支援センター(社会福祉協議会、西センター、東センター、きたもと寿苑)がパープルリボンキャンペーンに参加した。 ・11月12日(火)～同月25日(月)に庁舎、北本駅ロータリー、市内協力事業者(埼玉りそな銀行北本支店、埼玉信用金庫北本支店、武蔵野銀行北本支店、北本郵便局、株式会社矢口造園(北本総合公園)においてパープルライトアップを実施した。	A	女性に対する暴力をなくす運動の推進に向けて、周知方法の検討を行う。	人権推進課

【評価】
A…計画どおり達成できた(90%以上)
B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
C…一定程度実施できた(50～70%未満)
D…実施が不十分であった(50%未満)
E…未実施
―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
若年層に向けた広報・啓発の充実【新規】	デートDV・性被害の防止に向けた若年層への広報・啓発【新規】	中高生を始めとする若年層に向けて、デートDVや性被害に関する広報や啓発活動を行い、これらの防止を図る。	・女性に対する暴力をなくす運動パネル展において、若年層に向けたパネルの展示等を行う。 ・4月の若年層性暴力被害予防月間に市ホームページで相談窓口の周知を行う。 ・成人式でデートDVに関する啓発カードを配布する。	・女性に対する暴力をなくす運動パネル展において、デートDV防止啓発パネルの展示やチラシ等の配架を行った。 ・4月の若年層性暴力被害予防月間に市ホームページで相談窓口の周知を行った。 ・成人式で約500名の新成人にデートDVに関する啓発カードを配布した。	A	引き続き、機会を捉え、若年層に向けた啓発を行う。	人権推進課
			デートDVや性被害の啓発に係る資料等を各校へ送付し、防止に努める。	デートDVや性被害の啓発に係る資料等を各校へ送付し、防止に努めた。	A	教育相談推進委員会やさわやか相談員j研修会資料としても配布し、今後も啓発を継続していく。	学校教育課

3-1-② 地域における暴力防止対策の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
地域における暴力防止対策の推進	自治会、市民団体等への情報発信	自治会、農業委員会、商工会、人権擁護委員、民生委員・児童委員、老人クラブなどの市内の団体や市内事業所などに向けて、暴力防止の啓発を行い、暴力を許さないという意識の浸透を図る。	人権擁護委員をはじめ、全市民に向けて暴力を許さないという意識の浸透を図るため、女性に対する暴力をなくす運動を実施及び周知する。	パープルリボンキャンペーン及び女性に対する暴力をなくす運動の実施について、チラシ、市ホームページ及びSNSで周知を行った。また、パープルリボンキャンペーン及び女性に対する暴力をなくす運動の周知チラシ、DV防止啓発チラシを人権擁護委員に配布した。	A	引き続き、市民団体等へ暴力防止啓発を行う。	人権推進課
			担当課と連携しながら、啓発の機会を検討する。	自治会連合会理事会でリーフレットを配布するなど自治会を対象とした啓発を実施した。	A	引き続き、担当課と連携しながら、啓発の機会を検討する。	くらし安全課
			農業委員会や商工会にむけて暴力防止の啓発を行う。	農業委員会定例総会時に、「DVのない社会に！」のチラシ配布と啓発を行った。	C	引き続き、各種団体の会議や研修、イベントの場を利用する等、啓発活動を実施する。	産業観光課
			民生委員・児童委員、老人クラブに対し、機会を捉え暴力防止の啓発を行い、暴力を許さないという意識の浸透を図る。	北本市老人クラブ連合会主催の歌謡お笑いショーにおいて、来場者にDV啓発チラシを配布。10月、民生委員全員にDV啓発チラシを配布。暴力を許さないという意識の浸透を図った。	A	機会を捉え暴力防止の啓発を継続していく。	共生福祉課

【評価】
A…計画どおり達成できた(90%以上)
B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
C…一定程度実施できた(50～70%未満)
D…実施が不十分であった(50%未満)
E…未実施
―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

3-2 相談体制の充実
3-2-①相談体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
相談窓口の充実と関係機関の連携	庁内各課と連携したDV相談の実施	DV被害者が適切な相談を受けることができるよう、庁内各課及び関係機関との連携を図る。	戸籍担当課、子育て支援担当課、高齢福祉担当課及び学校教育担当課等の庁内関係各課、並びに関係機関と連携して、DV被害者の支援相談等を行う。	庁内の関係各課、並びに関係機関と連携して、DV被害者の支援を行った。	A	関係各課及び機関とのさらなる連携を進め、窓口の充実を図る。また、庁内における窓口の役割分担等の効率化に向けた検討を行う。	人権推進課 関係各課
	相談窓口の周知	さまざまな機会を通じて、相談窓口の周知を行うことで、早期の相談を促し、暴力被害が長期化し被害者が困難な状況に陥ることを防止する。	・女性に対する暴力をなくす運動において、相談窓口の周知を行う。 ・市役所の男女共同参画コーナー及び市役所トイレに相談窓口に関するカードを配架し、周知を行う。 ・男女共同参画情報紙「シンフォニー」に相談窓口の案内を掲載する。 ・相談窓口について、市ホームページに掲載し、周知を行う。	・11月27日(水)～12月3日(火)に実施した、女性に対する暴力をなくす運動パネル展の会場に、性被害やDVの相談窓口を案内するカードを配架し周知を行った。 ・市役所の男女共同参画コーナー及び市役所トイレに相談窓口に関するカードを配架し、周知を行った。 ・男女共同参画情報紙「シンフォニー」に相談窓口の案内を掲載した。 ・相談窓口について、市ホームページに掲載し、周知を行った。	A	引き続き、様々な手段や機会により、市民に対してさらなる周知を図る。	人権推進課 関係各課
	家庭児童相談の充実	子育てに悩む両親の育児不安を解消するための相談を充実させる。家庭における児童の福祉について、市民の相談に応じ、望ましい子育てについて助言、指導を行う。	・家庭における児童の福祉について、市民や関係機関の相談に対応する。 ・保護者及び児童に不利益が生じないように、適時アセスメントを実施し、相談に対応する。	家庭における児童の福祉について、市民や関係機関の相談に対応した。保護者及び児童に不利益が生じないように、適時アセスメントを実施し、相談に対応した。	A	適切な支援を行えるよう、関係課及び関係機関との連携を図る。	子育て支援課
	教育相談の充実	電話や面接による教育相談を充実させ、教育、人権、育児等についての保護者や児童・生徒の悩み解消を支援する。	県配置のスクールカウンセラー、各中学校のさわやか相談員、市教育センターのカウンセラーによる相談を実施する。各小・中学校においては、教育相談期間を設け、児童生徒の状況に応じた相談活動を実施する。その他、各学校では毎月1回、なかよしアンケート(小学校)及び学校生活アンケート(中学校)を実施する。	・県配置のスクールカウンセラー、各中学校のさわやか相談員、市教育センターのカウンセラーによる相談を実施した。 ・各小・中学校においては、教育相談期間を設け、児童生徒の状況に応じた相談活動を実施した。 ・スクールソーシャルワーカーを活用して相談を必要とする児童・生徒・保護者に対応を行った。 ・その他、各学校では、毎月1回、なかよしアンケート(小学校)及び学校生活アンケート(中学校)を実施した。	A	児童生徒の状況に合わせ、アンケートや面談等で実態を把握したり、関係機関と連携を図ったりしながら、よりよい解決に努めていく。	学校教育課

【評価】
A…計画どおり達成できた(90%以上)
B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
C…一定程度実施できた(50～70%未満)
D…実施が不十分であった(50%未満)
E…未実施
―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
相談しやすい体制の整備	女性相談の実施	専門の女性相談員による相談を行う。また、必要に応じて専門機関を紹介する。	専門の女性相談員による相談を月3回、年間36回実施する。	女性相談を月3回、年間36回実施した。相談は65件で、DVの相談件数は4件であった。	A	相談を必要としている人が、本相談の機会を認知し相談を受けられるよう、引き続き周知を図る。	人権推進課
	各種相談の実施	市民が抱える様々な問題に対して、適切な助言を行う。	市民相談、法律相談、消費生活相談等の窓口を開設し、各種相談を行う。	次の通り各相談業務を実施した。 ・市民相談(月～金曜日) 31件 ・消費生活相談(月～金曜日) 421件 ・法律相談(毎週水曜日 弁護士、第1・3金曜日 司法書士) 270件 ・行政相談(第4水曜日) 3件 ・不動産相談(第2金曜日) 12件	A	各相談窓口の開設を継続していく。	市民課
	相談員の相談技術向上	相談員や相談担当職員を研修に派遣し、最新の情報に基づいた適切な相談を実施する。	国や県主催のDV被害者相談対応に関する研修を受講する。	担当職員が国や県主催のDV被害者相談対応に関する研修を受講した。	A	相談者の状況に応じて適切な対応ができるよう、研修の参加及び最新の情報収集等に努める。	人権推進課
			埼玉県等が実施する相談担当職員の研修会に参加し、最新の法律等の知識を習得する。	次の通り研修、情報交換会議に参加した。 ・消費生活相談研修 延べ32回 ・高齢者見守りネットワーク連絡会 1回	A	社会情勢に応じて多様化する相談内容に対応するため、研修、情報収集を行い、職員及び消費生活相談員の対応能力の向上に努める。	市民課
	男性被害者に向けた相談機会の拡充	男性のDV被害者が相談を利用しやすいよう、男性専用の利用時間帯や窓口、電話相談の設置など、検討を行う。	・男性のDV被害者支援のため、相談窓口設置の検討を行う。 ・県の実施する男性相談について、周知を行う。	・男性の相談について、近隣市の状況を確認した。 ・県の男性相談について、ホームページ及び男女共同参画情報紙「シンフォニー」にて周知を行った。	B	・引き続き、男性のDV被害者が相談を利用しやすいよう、男性専用の窓口等の設置の検討を進める。 ・既存の窓口においても相談は受付けているため、相談を必要としている男性被害者が、相談の機会を認知し相談を受けられるよう、周知を進める。	人権推進課

【評価】
A…計画どおり達成できた(90%以上)
B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
C…一定程度実施できた(50～70%未満)
D…実施が不十分であった(50%未満)
E…未実施
―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

3-3 暴力被害者の保護・支援
3-3-①被害者の安全確保・緊急避難体制の確保

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
暴力被害者の緊急時安全確保と対応	暴力被害者の緊急時安全確保と対応	警察署及び緊急一時保護施設との連携を図り、被害者の安全を確保する。	緊急一時保護を行う際に、警察署及び一時保護施設との連携を図り、被害者の安全を確保する。	緊急一時保護の対象となる案件はなかった。	—	緊急時に十分な対応が常時可能となる人員体制の確保を行う。	人権推進課
		緊急一時保護等の被害者に対して、生活保護制度の適切な運用を図る。	緊急一時保護等の被害者に対して、生活保護制度の適切な運用を図る。	関係機関と連携を図り、必要に応じて婦人相談センター入所者への生活保護を適用する(0件/年)。	—	引き続き関係機関と連携し事業を継続する。	共生福祉課
		DV被害者が同伴する子どもの安全の確保について、関係機関と連携を図り、適切に対応する。	警察等の関係機関と連携を図り、保護者及び児童に不利益が生じないよう相談に対応するとともに安全を確保する。	保護者及び児童に不利益が生じないように、適時アセスメントを実施し、関係機関との連携し、相談に対応した。	A	保護者及び児童の心理状況へ配慮した対応を行う。	子育て支援課
	被害者の子どもに関する安全の確保	DV被害者が同伴する子どもの安全の確保について、関係機関と連携を図り、適切に対応する。	相談者の心理状態に十分に配慮し、適切に対応する。	相談者の心理状態に十分に配慮した。	A	今後も子どもの安全確保について、組織で対応することを教職員間で共通理解を図っていく。	学校教育課
	DV対策連携会議の開催	DV被害者の保護及び被害者の自立に向けての支援を円滑に行うことができるよう、庁内各課の連携を図る。	DV対策連携会議を1回以上開催する。	DV対策連携会議を1回開催し、庁内各課の連携を図った。	A	DV対策連携会議を開催し、関係各課との情報共有を促進し、DV対策における庁内連携の強化を図る。	人権推進課 関係各課
	要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童の適切な保護を図るため、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会を設置する。	保護者及び児童に不利益が生じないよう、適時アセスメントを実施し、関係機関との連携及び相談に対応する。代表者会議を年1回、実務者会議を年4回実施する。	保護者及び児童に不利益が生じないよう、適時アセスメントを実施するとともに、関係機関と連携し、相談に対応した。代表者会議を1回、実務者会議を4回実施した。	A	保護者及び児童の心理状況へ配慮した対応を行う。	子育て支援課

【評価】
A…計画どおり達成できた(90%以上)
B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
C…一定程度実施できた(50～70%未満)
D…実施が不十分であった(50%未満)
E…未実施
—…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
被害者等の届出手続きに関する支援	被害者等の届出手続きに関する支援	DV被害者の、市役所での諸手続きが安全かつ迅速に行えるよう窓口に行き支援する。	DV被害者が市役所での手続きを行う際に、同行支援を行う。	DV被害者が市役所での手続きを行う際に、同行支援を行った。	A	引き続き被害者の届出手続きが円滑に行えるように取り組む。	人権推進課
		DV被害者の諸手続きを安全かつ迅速に行う。	・相談時には、窓口ではなく相談室を確保し、支援措置職員が対応する。 ・前住所・本籍・前本籍等他市町村と連絡を取り合いながら支援措置を実施していく。	相談機関等の意見に基づき、住民基本台帳法上の支援措置を行った。	A	支援の延長・終了届が期限内に提出されないケースが多くあるため、再通知や電話連絡等を頻繁に行っており、その対応に苦慮している。 今後、必要書類を期限内に提出していただけるよう申請や延長時に再度確認を行う等の適切な対応を行っていく。	市民課
			保護者及び児童に不利益が生じないよう、適時アセスメントを実施し、関係機関との連携及び相談に対応する。	保護者及び児童に不利益が生じないよう、適時アセスメントを実施し、関係機関との連携し、相談に対応した。	A	保護者及び児童の心理状況へ配慮した対応を行う。	子育て支援課
			諸手続きの迅速化と適切な情報管理を行うための対応マニュアルを担当課内に備え付け、受け入れ体制を整える。	諸手続きの迅速化と適切な情報管理を行うための対応マニュアルを担当課内に備え付け、受け入れ態勢を整えた。	A	今後も子どもの安全の確保のために、関係機関との連携を慎重かつ適切に図る。	学校教育課

【評価】
 A…計画どおり達成できた(90%以上)
 B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
 C…一定程度実施できた(50～70%未満)
 D…実施が不十分であった(50%未満)
 E…未実施
 ―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

3-3-②被害者の自立支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
被害者の自立に関する支援の充実	被害者の自立に関する支援の充実	DV被害者の自立に向けて、関係機関との連携を図り、必要に応じて同行支援を行い、被害者の早期の自立を目指す。	自立に向けて、関係機関との連携を図る。また、必要に応じて同行支援を行う。	被害者の自立に向けて、関係機関との連絡調整を行った。	A	案件に応じて適切に被害者支援を行い、被害者の早期の自立を目指す。	人権推進課
		DV被害者の自立に向けて、届出手続きを適切に行う。	被害者の意思を大事にしながら関係機関と連携をし自立を目指していく。	相談機関等の意見に基づき、住民基本台帳法上の支援措置を行った。	A	被害者の意思を尊重しながら、支援措置の終了に向けて関係機関と連携し適切な手続きを行っていく。	市民課
		DV被害者の自立に向けて、生活保護制度の適切な運用を図る。	DV被害者の自立に向けて、生活保護制度の適切な運用を図る。	関係機関と連携を図り、必要に応じてDV被害者への生活保護を適用する(1件／年)。	A	引き続き関係機関と連携し事業を継続する。	共生福祉課
		手当の申請等の手続きを適切に行う。また、必要に応じてDV被害者が同伴する子どもの相談を行う。	保護者及び児童に不利益が生じないように、関係機関と連携を図り、対応する。	保護者及び児童に不利益が生じないように、適時アセスメントを実施し、関係機関と連携し、相談に対応した。	A	保護者及び児童の心理状況へ配慮した対応を行う。	子育て支援課
		保育所入所の相談、手続き等を適切に行う。	関連部署と連携を行い、保育施設利用につなげるよう配慮する。	被害者に同伴する児童の保育所入所手続について、関連部署と連携し、迅速に対応した。	A	引き続き、関連部署との連携を図り、被害者及び児童の心理状況に配慮した対応を行う。	保育課
		被害者が同伴する児童の就学等に速やかに対応するとともに、児童に対し学校と連携して適切な心のケアを行う。また、転校先や居住地等の情報の適切な管理を行い学校において安全確保に努める。	関係機関との慎重かつ適切な連携を図る。児童生徒が安心して学校生活を送れるよう学校と連携する。	それぞれの状況に合わせ、関係機関との慎重かつ適切な連携をするとともに、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校と連携した。	A	児童生徒が安心した学校生活を送れるよう、適切な心のケアを行い、関係各所と連携を図っていく。	学校教育課

【評価】
A…計画どおり達成できた(90%以上)
B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
C…一定程度実施できた(50～70%未満)
D…実施が不十分であった(50%未満)
E…未実施
―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

基本目標4 安心・安全に暮らせる環境づくり
4-1 防災・防犯分野における男女共同参画の推進
4-1-① 男女共同参画の視点に立った防災・防犯体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
自主防災組織や消防団活動等における男女共同参画の推進	自主防災組織や消防団等への女性の参画促進	地域防災組織の結成と育成を図る。また、自主防災組織に対し、防災対策における男女のニーズの違いや女性・乳幼児・高齢者等への配慮の必要性など、男女共同参画の視点の必要性について啓発に努める。	防災訓練の打合せや出前講座などの場面で、周知を行う。	防災訓練の打合せや出前講座などの場面で、周知に努めた。	A	他の機会でも周知に努める。	くらし安全課
	防災分野における女性リーダーの育成【新規】	防災対策、避難所運営及び被災地対応等において女性の視点を取り入れることの重要性や、各場面における女性の活動方法等を周知することで、防災分野における男女ともに参画することを推進する。	避難所対応職員を3名配置しており、うち1名は女性職員としている。この体制の維持に努める。	避難所対応職員を3名配置しており、うち1名は女性職員としている。	A	体制維持に努める。	くらし安全課
男女共同参画の視点に立った避難所運営の促進	避難所運営等への女性の参画促進	災害対策及び復興対応において、女性のニーズを反映した対策を進めるため、男女共同参画の視点から検討を行う。	防災訓練の打合せや出前講座などの場面で、周知を行う。	避難所開設訓練の中で、男女が協力した避難所運営を周知した。	A	継続に努める。	くらし安全課
	男女共同参画の視点に立った避難所づくり【新規】	更衣室やトイレ、物干し場など、男女双方の視点に立った避難所の設営や防犯対策を行う。	男女双方の視点に立った避難所開設マニュアルへの記載及び避難所開設訓練でのレイアウト作成を行う。	ジェンダー視点を取り入れた避難所開設マニュアルの改訂及び避難所開設訓練でのレイアウト作成を行った。	A	継続に努める。	くらし安全課
男女共同参画の視点に立った防犯体制の整備	自主防犯団体の活動支援	地域防犯推進委員、自主防犯組織等の地域防犯組織の活動支援を行うとともに、犯罪の起こりにくい環境整備を進める。また、未然防止への周知を図る。	・地域防犯推進委員及び自主防犯団体の活動を周知するため、活動内容等を市ホームページに掲載する。 ・自主防犯団体などの防犯活動を支援するため、防犯用品を配付する。	・地域防犯推進委員や自主防犯団体の活動を周知するため、活動内容等を市ホームページに掲載するとともに、市広報に自主防犯団体の活動内容等に掲載した。 ・自治会等からの要望に基づき、防犯用品を配付した。	A	継続に努める。	くらし安全課
	防犯意識の高揚に向けた啓発	警察や防犯協会と連携し、防犯指導や啓発活動を進め、防犯意識の高揚を図る。	・警察から情報提供を受けた犯罪情報などを市広報に掲載する。 ・関係機関と連携し、啓発活動を行う。	・警察等から情報提供を受けた犯罪情報等を市広報に掲載した。 ・関係機関と連携し、特殊詐欺防止等の啓発活動を行った。	A	継続に努める。	くらし安全課

【評価】
A…計画どおり達成できた(90%以上)
B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
C…一定程度実施できた(50～70%未満)
D…実施が不十分であった(50%未満)
E…未実施
―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

4-1-② 防災分野の政策決定過程への女性の参画促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
防災に関する委員会等への女性の参画促進	防災分野の協議会・審議会等への女性の参画促進【新規】	防災分野における女性の政策決定過程への参加を拡大するため、協議会・審議会等への女性の参画を促進する。	任期が令和5年2月から令和7年1月までとなっており、今年度委員の委嘱があるため、自主防災会などの住民関係の委員に周知を行う。	北本市防災会議委員の推薦依頼の際に、男女共同参画の推進について周知し、女性委員の推薦について依頼した。	A	促進に努める。 企業は、あて職での委嘱のため、参画の促進が難しい。	くらし安全課

4-2 健康で安心して暮らせる環境整備
4-2-① 誰もが安心して暮らし続けるための支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	・市ホームページ等で制度の周知を図る。 ・申請を受けた場合は審査を行い、支給の可否を決定する。対象者の医療費の一部を支給する。 ・11月に広報きたもと、対象者に通知等で周知し、現況届を実施する。 ・12月中旬に新しい受給者証を発送する。	市ホームページ等で制度の周知を図った。医療保険制度で医療機関にかかった場合に、原則として支払った医療費の一部を支給した。受給件数は、12,833件であった。11月に広報きたもとに掲載し、対象者に通知等で周知を図り現況届を実施した。12月中旬に新しい受給者証を発送した。	A	引き続き必要とする人が利用できるよう、制度の周知徹底を図る。	子育て支援課
	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の児童の心身の健やかな成長に寄与するため、手当を支給し福祉の増進を図る。	・市ホームページ等において制度の周知を図る。 ・申請を受けた場合は審査を行い、支給の可否を決定する。支給対象者に手当を支給する。 ・8月に広報きたもとで現況届の案内を周知するとともに、個別に案内を郵送する。提出された届出について、審査を行い結果を送付する。	市ホームページ等において制度の周知を図った。父母の離婚又は死亡によって父母のいずれかと生計を同じくしていない子を監護する場合、一定程度の障がいのある父母が子を監護する場合等において、支給した。支給件数は延べ5,866件であった。8月に広報きたもとで現況届の案内を周知するとともに、個別に案内を郵送し、子育て支援課窓口で手続きをしてもらった。	A	引き続き必要とする人が利用できるよう、制度の周知徹底を図る。	子育て支援課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により生活援助等が必要な場合、又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援するヘルパーを派遣して、ひとり親家庭等の生活の安定及び福祉の増進を図る。	市ホームページ等で制度の周知を図る。必要と思われる方に、制度の案内を行う。申請を受けた場合は審査を行い、利用の可否を決定する。	必要と思われる方に対し、ホームページや市役所窓口等で、制度案内を行った。利用件数は0件だった。	B	引き続き必要とする人が利用できるよう、制度の周知徹底を図る。	子育て支援課

【評価】
A…計画どおり達成できた(90%以上)
B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
C…一定程度実施できた(50～70%未満)
D…実施が不十分であった(50%未満)
E…未実施
―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
ひとり親家庭等への支援	母子生活支援施設への入所措置	配偶者のない女子等及びその者の養育すべき児童を入所させて、これらの者を保護する。母子生活支援施設では居室を提供するほか、生活上の心配事や仕事の事、子どもの教育の事等の問題解決の相談を行う。	必要と思われる方に対し、窓口等で制度案内を行う。	必要と思われる方に対し、市役所窓口や相談に対応するなかで制度案内を行った。利用件数は0件であった。	B	引き続き、必要とする人が利用できるよう、制度の周知徹底を図る。	子育て支援課
	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親の就業に有利な資格の取得を促進するため、修学期間の一定期間等について、高等職業訓練促進費等を支給する。	・必要と思われる方に対し、窓口等で制度案内を行う。 ・申請を受けた場合は審査を行い、支給の可否を決定する。 ・支給対象者からの請求に対し、給付金を支給する。	ひとり親家庭の親の就業に有利な資格の取得を促進するため、制度の周知を行った。また、申請者の支給決定に際し審査を行い、修学期間の一定期間等について、高等職業訓練促進費等を延べ12人に支給した。	A	引き続き必要とする人が利用できるよう、制度の周知徹底を図る。	子育て支援課
	小中学校における要保護・準要保護家庭に対する補助事業	ひとり親家庭の親が安心して子どもを育てることができるよう、また経済的な理由で就学の機会が失われることのないように、学校教育に必要な経済的な援助を行う。ひとり親家庭に対する経済的な支援を行うことにより、安心して生活できる環境を作り、併せて女性が働き続けることのできる環境作りを推進する。	就学援助に関する実施要綱に基づき、就学援助を行う。また、制度の周知徹底のため、各家庭に通知を配布する。	就学援助に関する実施要項に基づき、就学援助を行った。制度の周知徹底のため、各家庭に通知を配布した。	A	就学援助を必要としている家庭に制度を利用してもらえるように、制度の周知徹底を図っていく。	学校教育課
高齢者への地域生活の支援	介護予防教室等の開催	要介護状態になることを予防することにより、健康な高齢者を増加させるとともに、介護保険制度の運営を円滑にする。介護予防事業や啓発活動等を行う。	これまで介護予防に参加して来なかった方にも、その有用性を訴え、広く参加者を募る。	介護予防の会を21回実施、延べ222人が参加。若返り運動教室2か所10回延183人参加。高齢者学級2回延べ41人参加。介護予防の必要性和啓発を行った。	A	継続可能な介護予防事業を行うことが課題。	高齢介護課
	啓発パンフレットの作成・配布	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	適時、介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	要介護認定申請時にパンフレットを配布した。新たに第1号被保険者となった方に介護保険ミニガイドを配布した。	A	介護保険制度を周知し、適切なサービスに繋がられるよう努める	高齢介護課
	介護保険制度についての出前講座の開催	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	適時、出前講座の依頼を受け、普及・啓発を図る。	10月22日、11月12日、12月8日の3回実施。各回20～30人程度参加があった。	A	出前講座を通して引き続き、介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る	高齢介護課

【評価】

A…計画どおり達成できた(90%以上)

B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)

C…一定程度実施できた(50～70%未満)

D…実施が不十分であった(50%未満)

E…未実施

—…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
障がいのある人への地域生活の支援	障害者相談支援事業の実施	障がい者や介護者、家族等からの相談に応えたり、サービスの利用援助や権利擁護のための必要な支援を行うことにより、自立した生活の促進を図る。	・障害者総合支援法に基づく相談支援事業を3事業所に委託して実施し、適切な助言や支援を行う。 ・緊急時や困難事例等について、基幹相談支援センターと相談支援事業所が連携して事業を実施する。	障害者総合支援法に基づく相談支援事業を3事業所に委託し実施した。障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい者等からの電話相談、訪問相談等を受け、福祉サービスを利用するための情報提供や適切な助言、支援を行った。また、緊急時や困難事例等については、基幹相談支援センターと相談支援事業所が連携して対応した。	A	引き続き、基幹相談支援センターと相談支援事業所が連携して事業を実施する。	障がい福祉課
生活に困難がある方への支援	生活困窮者自立支援制度を活用した支援の推進【新規】	生活困窮者自立支援制度を活用により、生活困窮者に対する包括的な支援を通じ、男女それぞれの事情に応じた自立の促進を図る。	・相談者に寄り添った相談支援を実施する。 ・相談者の主訴を丁寧にくみ取り、必要な支援につなげ自立を促す。	相談者に寄り添い、性別に関係なく相談者の状況に応じた必要な支援につなげ自立の促進を図った。	A	今後も相談者に寄り添い、性別に関係なく相談者の状況に応じた必要な支援につなげ自立の促進を図っていく。	共生福祉課

4-2-② 互いの性と生命を尊重する意識づくり

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報発信	様々な機会を活用して啓発を行い、女性の人権侵害についての意識を高め、男女共同参画社会の重要性を啓発する。	男女共同参画コーナーや女性に対する暴力をなくす運動パネル展等において、性暴力等の防止啓発のチラシを配架する。	男女共同参画コーナー及び11月27日(水)～12月3日(火)に開催した女性に対する暴力をなくす運動パネル展において、性暴力防止啓発カード及び啓発シールを配架した。	A	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度向上のため、様々な手段や機械により、市民に対して周知を図る。	人権推進課
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	女性が自らの性や健康についての自己決定権を持つことができるよう、普及・啓発活動を行う。	30代までの健康力アップ健診(女性)の周知や相談事業の中で、女性の性や健康についての自己決定権について啓発する。また、健康増進計画の推進と併せて、関係部署と連携しながら普及・啓発活動を行っていく。	集団検診として年15日間実施、324人受診した。健診後に個別指導を2日間実施し、3名が参加した。健診を通じて啓発を行った。	A	引き続き、女性特有の疾患やライフスタイルに合わせた指導を実施し、受診しやすい事業の実施に努める。	健康づくり課
	健康教育・性に関する指導の推進	各学校における保健体育・理科・特別活動等の学習指導を通して性に関する指導の充実を図り、性に関する正しい知識を身につけ、男女が互いに尊重しあう態度を育成する。	保健体育・理科・特別活動等の学習指導を通して性に関する指導を行う。また、指導を充実させていくために、市教委は、研修会等の通知を配布し、参加を促す。	保健体育・理科・特別活動等の学習指導を通して性に関する指導を行った。また、指導を充実させていくために、市教委では、研修会等の通知を配布し、参加を促した。	A	今後も発達段階に応じた指導を継続していくとともに、各校の取組や実践を共有していく。	学校教育課

【評価】
A…計画どおり達成できた(90%以上)
B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
C…一定程度実施できた(50～70%未満)
D…実施が不十分であった(50%未満)
E…未実施
―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
性差に応じた特有の疾病予防と健康づくりへの支援	成人健康講座・健康相談の実施【新規】	健康増進教室への参加費用を助成することにより、運動習慣の動機付けを行う。また、希望者には、生活習慣病予防を目的とした健康相談を実施する。	・生活習慣病の予防及び健康づくりの支援を目的に、運動について普及啓発するため、健康増進教室の助成を行う。 ・また、食習慣、運動習慣の改善に向け希望者を対象に成人相談を随時実施する。	体育センターで実施される健康の維持増進を図ることを目的とした運動教室に「体験型」として参加した5人に助成金を助成。 また、糖尿病予防教室フォローアップ事業として健康相談を10回実施、延べ95人が参加した。他、希望者には生活習慣病予防を目的とした健康相談を随時、受け付けている。	A	引き続き、女性特有の疾患やライフスタイルに合わせた指導を実施し、相談しやすい事業の実施に努める。	健康づくり課
	乳がん・子宮がん検診等、女性を対象とした検診の実施と受診勧奨	女性特有のがんなどについて啓発を行うと共に、積極的に検診の受診勧奨することにより、受診率の向上を図る。	・女性特有のがん等について、健康増進計画に基づき、がん予防教育や正しい知識の普及啓発を行う。 ・乳がん検診と子宮がん検診の集団及び個別での実施について、がんの早期発見の重要性と併せて周知する。	集団検診として年15日間実施、個別検診として乳がん5か月間、子宮がん3か月間実施した。延べ受診者数は2505人であった。 クーポン対象者及び18歳から39歳までの対象者には、個別勧奨を行い検診受診率の向上を図った。 また、受診者には、がん検診の有効性等についてのリーフレットを配付し、正しい知識の普及啓発を行った。	A	引き続き、女性が受診しやすいよう配慮し、受診率の向上を図る。また、事業の際にはがん検診の有効性等啓発に努める。	健康づくり課
	前立腺がん検診等、男性を対象とした検診の実施と受診勧奨	男性が罹患しやすいがんに関する啓発を行うと共に、積極的に健診の受診勧奨することにより、受診率の向上を図る。	男性が罹患しやすいがん等について、健康増進計画に基づき、がん予防教育や正しい知識の普及啓発を行う。前立腺がん検診が特定健康診査と同時に実施できることを周知する。	個別検診として6か月間実施。570人受診した。検診後、受診者に前立腺がんの疾患・検査・治療についてのリーフレットを配布。検診については特定健康診査の受診券の同封物に情報を載せたり、広報、ホームページ、大人の保健事業案内で特定健康診査と同時実施できることを周知している。	A	引き続き、男性が罹患しやすいがんの啓発や検診の案内を広く行い、受診率の向上に努める。	健康づくり課

【評価】
 A…計画どおり達成できた(90%以上)
 B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
 C…一定程度実施できた(50～70%未満)
 D…実施が不十分であった(50%未満)
 E…未実施
 ―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

基本目標5【男女共同参画の推進体制の強化】
5-1 計画の総合的な推進体制の充実
5-1-①庁内における男女共同参画の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
施策の立案や決定の過程における男女共同参画の推進	女性職員の管理職への登用	行政組織の中での男女共同参画を推進するため、性別に関わりなく管理職への登用が進むように推進する。	・管理職になる前段階の研修を1日以上実施する。 ・ロールモデルの設定を行う。	外部副業人材である女性活躍推進アドバイザーにより、アンケート、インタビュー等を実施し、現状の課題整理をしたうえで女性管理職登用に向けてのロードマップ作成を行った。	B	これから管理職になる職員が、管理職の魅力と価値を正しく理解することができるよう、管理職員を交えたディスカッションや座談会等の機会を設ける。	総務課
	性別にとられない職員配置の推進	女性のみ男性のみといった、慣例的な職員配置を見直し、個人の能力・適性に応じた職員配置を行う。また、職員の採用にあたっては、性別にとられない職員採用を行う。	性別にとられないことなく、個人の能力や適性に応じた職員配置を行う。	職員の能力や適性を踏まえた職員配置を行った。また、職員採用試験に当たっても、性別にとられない公平な選考を行った。	A	引き続き性別にとられないことなく、職員の能力や適性を踏まえた職員配置を行う。また、職員の採用に当たっても、人物重視の公平な選考を継続する。	総務課 関係各課
女性の研修機会の拡大	女性職員の研修機会の拡大	女性の研修機会を拡大し、女性の人材育成を行う。	研修参加者の半数が女性職員となるよう研修機会を付与する。	彩の国さいたま人づくり広域連合主催研修の参加者119名のうち女性職員は65名(54.6%)、北足立北部共同研修会主催研修の参加者34名のうち女性職員は14名(41.2%)、自主研修の参加者400名のうち女性職員は135名(33.8%)であった。	D	管理職以上を対象とした研修は男性職員の比率が高くなる傾向にある。今後も研修受講者の決定に当たっては、性別にかかわらず平等に機会を提供する。	総務課 関係各課
	職員の能力開発の支援	女性が意思決定部門や政策決定部門へ参画できるよう、特に政策形成能力の養成に重点を置いた各種研修に参加できるように体制作りを行い、管理職としての能力開発及び意識改革を図る。	政策形成能力やキャリアデザインなどの研修を1回以上実施する。	7月23日に「ファシリテーション研修」を実施し、4名の女性管理職が研修に参加した。管理職に必要とされるファシリテーション能力や調整力等の向上を図った。	A	外部副業人材である女性活躍推進アドバイザーとともに、管理職の能力開発や、キャリア理解の促進に繋がる研修を実施する。	総務課 関係各課
	女性管理職による意見交換会の開催【新規】	女性の管理職登用拡大やキャリア形成等について、その方策等を見出し推進するため、女性管理職による意見交換会を開催する。	女性管理職による意見交換会を1回以上開催する。	女性管理職による意見交換会を1回開催した。	A	引き続き、女性管理職意見交換会を開催する。	人権推進課

【評価】
A…計画どおり達成できた(90%以上)
B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
C…一定程度実施できた(50～70%未満)
D…実施が不十分であった(50%未満)
E…未実施
―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
職員のワーク・ライフ・バランスの実現	男性職員の育児休業・介護休業の取得促進	男性の育児休業・介護休業の取得促進のため、制度の周知を図る。	制度の周知のためガイドブックを作成し、公表する。	子どもが生まれた職員に対し、子育て支援ガイドブックを配布し、休暇制度等の周知を図った。	A	男性の育児休業や介護休業の取得についてさらなる周知を図るとともに、休暇を取得しやすくなるよう雇用環境を整備する。	総務課
	働きやすい勤務制度の導入による職場環境の整備	子育て職員支援研修や、男性のための育児休業取得支援研修等を実施し、子育て等をしながら活躍できる職場風土を醸成する。	子育て職員支援研修や、育児休業取得支援研修などを実施する。	子育て中の職員に対しては、仕事と育児の両立支援制度を個別に案内する等、フォローを行った。	C	全職員のワークライフバランスを推進するとともに、働きやすい勤務制度の導入や、管理職の労務管理を含めたマネジメント力の向上を図る。	総務課

5-1-②庁内推進体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
庁内推進体制の充実	庁内推進体制の充実	男女共同参画の推進は、総合行政という視点から推進する必要がある、横断的な組織での調整をすることで、全庁的に取り組みを進める。	庁内の課長級職員で構成する男女共同参画推進委員会を1回以上開催する。	庁内の課長級職員で構成する男女共同参画推進委員会を1回開催し、男女共同参画の推進に関する年次報告書の作成に関する意見及び第六次男女行動計画の実施計画に係る意見を聴取した。	A	引き続き、男女共同参画推進委員会の開催及び日常業務を通じて、庁内で横断的な調整を図る。	人権推進課
	職員研修の充実	市職員が、男女共同参画の視点を持って業務にあたることができるよう研修を実施する。	新規採用職員に対し、男女共同参画に係る研修を実施する。	令和6年度新規採用職員16名に対し「男女共同参画・人権研修」を実施した。	A	引き続き新規採用職員に対し「男女共同参画・人権研修」を実施し、男女共同参画についての理解を深める。	総務課
			・男女共同参画職員研修を1回以上開催する。 ・新規採用職員を対象とし、男女共同参画研修を実施する。	・2月14日(金)に男女共同参画職員職員研修を開催した。講師は埼玉県男女共同参画推進センターより派遣した。入庁5年以内の職員を対象とし、17名が研修を受講した。 ・新規採用職員を対象とし、男女共同参画に関する研修を実施した。	A	引き続き、男女共同参画に関する職員研修を実施する。	人権推進課

【評価】
A…計画どおり達成できた(90%以上)
B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
C…一定程度実施できた(50～70%未満)
D…実施が不十分であった(50%未満)
E…未実施
―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

5-1-③計画の進行管理

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
PDCAサイクルに基づく計画の進行管理	男女共同参画審議会の開催	計画の推進や市の男女共同参画推進施策について、審議する。	男女共同参画審議会を1回以上開催し、男女共同参画推進施策について審議する。	男女共同参画審議会を開催し、男女共同参画の推進に関する年次報告書の作成等について、審議を行った。	A	審議会を開催し、前年度の事業報告及び当年度の事業案等について審議を行う。	人権推進課
	男女共同参画の推進に関する年次報告書の作成・公表	事業の進捗状況を公表する。	第六次北本市男女行動計画に係る事業の進捗状況等を「男女共同参画の推進に関する年次報告書」としてとりまとめ、市ホームページで公表する。	第六次北本市男女行動計画に係る事業の進捗状況を「男女共同参画の推進に関する年次報告書」としてとりまとめ、市ホームページで公表した。	A	引き続き、男女共同参画審議会における審議を経て市ホームページで公開を行う。	人権推進課

5-1-④国・県・市民・団体・事業者等との協働

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
多様な主体との協働による男女共同参画の推進体制強化	市民・市内事業者等への男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画に関する情報を提供する。	・男女共同参画コーナーへ資料等の配架を行う。 ・6月の男女共同参画推進週間に行う、男女共同参画推進パネル展を開催し、男女共同参画に関する情報提供をする。	・男女共同参画コーナーへ資料及び国や県からの刊行物等の配架を行った。 ・6月の男女共同参画週間に合わせ、6月19日(水)～同月26日(水)に文化センターエントランスホールにて、男女共同参画推進パネル展を開催し、約350～550名の来場があった。	A	市民に対する情報提供をより効果的なものとするための方法等を検討する。	人権推進課
	国・県との連携	国・県との連携を深める。	・県主催のパープルリボンタペストリーの制作に参加する。 ・内閣府が主催する女性に対する暴力をなくす運動に参加する。	・内閣府が提唱する女性に対する暴力をなくす運動に参加し、パープルリボン運動、パープルライトアップ、パネル展等を実施した。 ・県作成のパープルリボンタペストリー制作に参加し、12月13日(金)～同月17日(火)の期間に庁舎に掲示した。	A	様々な機会を通じて、国及び県との連携を深め、推進体制を強化する。	人権推進課
	研修等への講師派遣	男女共同参画に関する講師を派遣する。	職員研修に男女共同参画に関する講師を派遣する。	2月14日(金)に開催した男女共同参画職員研修に男女共同参画推進センターの職員を講師として派遣した。	A	各団体に男女共同参画に関する研修を促すとともに、講師の派遣が可能であることを周知する。	人権推進課
	男女共同参画の推進等に取り組む事業所認証制度の運用・周知	(再掲)1-1-①	・男女共同参画の推進に取り組む事業所を認証する制度の周知を行う。 ・男女共同参画推進者認証制度を利用する事業所を1件増やす。	・男女共同参画推進者認証制度について、ホームページで周知を行った。 ・男女共同参画推進者認証制度の登録が2件あった。	A	男女共同参画推進者認証制度について、さらなる周知を図り、認証事業所を増やす。	人権推進課

【評価】
A…計画どおり達成できた(90%以上)
B…概ね計画どおり実施できた(70～90%未満)
C…一定程度実施できた(50～70%未満)
D…実施が不十分であった(50%未満)
E…未実施
―…新型コロナウイルス等やむを得ない理由により実施できなかった事業、実施の必要性がなかった事業

(3)数値目標

基本目標	指標	検証時期	参照元	単位	現状値 (基準年)	目標値 (令和9年度)	令和5年度	令和6年度	目標進捗率	対現状値	対前年度	前年度に対する増減とその要因 目標値に対する評価	担当部署
基本目標1 男女共同参画社会の実現と多様性の尊重に向けた意識づくり	固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合を増やす	5年おき	市民意識・実態調査	%	56.6	70	—	—	—	—	—	—	人権推進課
	北本市が「あらゆる分野で男女が平等に参画しているまち」になっていると思う人の割合を増やす	5年おき	市民意識・実態調査	%	57.4	65	—	—	—	—	—	—	人権推進課
	北本市パートナーシップ宣誓制度を知っている人の割合を増やす	5年おき	市民意識・実態調査	%	32.9	50	—	—	—	—	—	—	人権推進課
	LGBTQ(性的マイノリティ)の理解の推進等に取り組む事業所認定制度の登録数を増やす	毎年度	市実績	件	0	5	0	2	40	↑	↑	目標達成に向け、引き続き周知を行っていく。	人権推進課
基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり【北本市女性活躍推進計画】	市の審議会等に女性が登用されている割合を増やす	毎年度	市実績	%	25.7	40	28.1	29	23.1	↑	↑	引き続き、担当課へ積極的な女性の登用について依頼を行う。	人権推進課
	女性が登用されていない審議会等の数を減らす	毎年度	市実績	—	8	0	7	8	0	→	↓	令和6年度に任用があった審議会で女性の登用がなかった。引き続き、担当課に女性の登用について依頼を行う。	人権推進課
	家事・育児・介護を行っている男性・女性の比率(女性を100とした場合の男性の比率)を100に近づける	毎年度	まちづくり市民アンケート	—	—	100	99.23	98.93	—	—	↓	昨年度より微減となっているが、引き続き、高い水準を維持できるように、男女共同参画の重要性について周知を行う。	人権推進課
	自治会長に女性が登用されている割合を増やす	毎年度	市実績	%	2.7	10	2.7	6.3	49.3	↑	↑	地域で会長を選考する為、市が強制することはできないが、自治会長ハンドブックに女性役員の積極的登用を掲載し、引き続き、周知に努める。	くらし安全課
	保育所(園)待機児童数を減らす	毎年度	市実績	人	5	0	32	0	100	↑	↑	前年度比32人減受入枠の拡大や小規模保育施設の整備等を推進し、待機児童を解消した。	保育課

※目標進捗率の算出方法：
[今年度の値－現状値(基準年)]÷[目標値－現状値(基準年)]×100

基本目標	指標	検証時期	参照元	単位	現状値 (基準年)		目標値 (令和9年度)	令和5年度	令和6年度	目標進捗率	対現状値	対前年度	前年度に対する増減とその要因 目標値に対する評価	担当部署
基本目標3 あらゆる暴力の根絶 【北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画】	配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度を増やす	5年おき	市民意識・実態調査	%	33.7		50	—	—	—	—	—	—	人権推進課
	DV(配偶者等からの暴力)と考えられる行為を受けた際に窓口に相談する人の割合を増やす	5年おき	市民意識・実態調査	%	35.1		50	—	—	—	—	—	—	人権推進課
	「女性に対する暴力をなくす運動」の参加事業所を増やす	毎年度	市実績	件	4		8	5	6	50	↑	↑	地域包括支援センター(社会福祉協議会、西センター、東センター、きたもと寿苑)より、協力を得ることができた。	人権推進課
基本目標4 安心・安全に暮らせる環境づくり	北本市防災会議における女性の割合を増やす	毎年度	市実績	%	11.9		30	11.9	9.5	-13.3	↓	↓	関係団体はあて職での委嘱のため、参画促進は難しいが、自主防災会などの住民関係の委員は、引き続き周知に努める。	くらし安全課
	地域活動に参加した割合の人を増やす	5年おき	市民意識・実態調査	%	女性	28	40	—	—	—	—	—	—	人権推進課
					男性	32	40	—	—	—	—	—		
基本目標5 男女共同参画の推進体制の強化	女性の性と生殖に関して生涯を通じた健康が保障されていると回答した人の割合を増やす	5年おき	市民意識・実態調査	%	女性	22	40	—	—	—	—	—	—	人権推進課
					男性	28	40	—	—	—	—	—		
	北本市男女共同参画推進条例の認知度を増やす	5年おき	市民意識・実態調査	%	4.5		20	—	—	—	—	—	—	人権推進課
	市の男性職員の育児休業取得率を上げる	毎年度	市実績	%	28.6		30	70	73	3171	↑	↑	子育て支援ハンドブック等を活用し男性の育児休業について周知を図ったことで、取得率が上昇した。	総務課
	管理的地位にある市職員における女性の割合を増やす	毎年度	市実績	%	19.8		40	22.7	22.2	11.9	↑	↓	前年度と比べやや低下したが、令和6年度に女性管理職登用に向けてのロードマップを作成したため、令和7年度は計画に沿って職員の意識改革や研修を実施する。	総務課

※目標進捗率の算出方法：
{今年度の値－現状値(基準年)}÷{目標値－現状値(基準年)}×100

資 料

北本市男女共同参画推進条例

平成18年7月1日施行

条例第1号

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国内においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択など国際社会における取組と連動して、積極的に進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として根強く、配偶者等からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

本市においては、北本市男女行動計画を策定し、男女共同参画を推進してきた。

一方、少子・高齢化、核家族化、情報化、国際化など多様な変化は、更に進んでいる。

こうした現状を踏まえ、私たちのまち「北本」が、将来にわたって発展していくためには、男女が互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわらず市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現に向けて、基本理念を明らかにし、市、市民及び事業者が協働して、一人ひとりが輝きまちが輝く北本を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、教育に携わる者及び地域活動に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりが

輝きまちが輝く北本の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的又は経済的な暴力をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。
- (4) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して

影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすること。

(5) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協調の下に行われること。

(6) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力及びセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。

(7) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、自らが率先し、男女共同参画を推進するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野(以下「あらゆる分野」という。)において、男女共同参画についての理解を深め、積極的に男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育、社会教育等の教育に携わる者は、男女共同参画の推進における教育の重要性を考慮し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(地域活動に携わる者の責務)

第8条 自治会活動、コミュニティ活動その他の地域活動に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の視点に配慮し、活動を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、いかなる場においても、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、いかなる場においても、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力行為を行ってはならない。

3 何人も、いかなる場においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

2 何人も、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを自主的かつ適切に判断することができるよう努めなければならない。

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画

(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、北本市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設の設置に努めるものとする。

(積極的格差是正措置)

第14条 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、市の政策の立案及び決定の過程において、男女の職員が共同して参画する機会の格差が生じている場合は、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(市民及び事業者との協働)

第15条 市は、市民及び事業者と協働し、男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(広報活動等)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関し、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(表彰)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている市民及び事業者の表彰を行うことができる。

(家庭生活及び職業生活の両立支援)

第18条 市は、男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるよう、必要な支援を行うとともに、子育て、家族の介護等のための環境整備に努めるものとする。

(調査研究)

第19条 市は、男女共同参画の推進に関して必要な事項について、調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第20条 市長は、男女共同参画の推進に関して講じた施策に関する報告書を作成し、毎年、これを公表するものとする。

2 市長は、前項に規定する報告書について、速やかに北本市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(北本市男女共同参画審議会)

第21条 北本市男女共同参画審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調査審議する。

(苦情の処理等)

第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事

業者から苦情の申出を受けたときは、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市長は、第1項の申出に対応する場合において、必要と認めるときは、北本市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている第二次北本市男女行動計画は、第 11 条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

- 3 北本市執行機関の附属機関に関する条例(昭和 56 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の附属機関北本市男女共同参画審議会の項中「男女行動計画策定に関する事項及び」を削る。

北本市男女共同参画都市宣言

わたしたちは
互いに人権を尊重し、責任を担い
性別にとらわれることなく
世代を超えて
多様な生き方を認め合い
家庭 学校 地域 職場で
自分らしく輝き
心豊かにいきいきと
暮らせるまち 北本市を築くため
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成 18 年 11 月 19 日
北本市

令和 7 年度版

男女共同参画の推進に関する年次報告書

～一人ひとりが輝き まちが輝く 北本をめざして～

令和 7 年（2025 年）8 月発行

【編集・発行】

北本市総務部人権推進課

〒364-8633 北本市本町 1-111

TEL 048-594-5506

FAX 048-592-5997

メール a02491@city.kitamoto.lg.jp